

慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resources

Title	オーストラリアの歴史的発展と現代の諸問題(二)
Sub Title	Australian historical development and contemporary problems (2)
Author	関根, 政美(Sekine, Masami)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1982
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.55, No.12 (1982. 12) ,p.36- 80
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19821228-0036

オーストラリアの歴史的発展と現代の諸問題(二)

関根政美

- 一 はじめに——本研究の目的
- 二 模索期のオーストラリア植民地(一七八八年—一八三〇年代)……以上第一回(第五五卷第二号)
- 三 発展期の植民地(一八三〇年代—一八九〇年代)
- 四 保護・防衛期のオーストラリア(一八九〇年代—一九六〇年代)……以上第二回(本号)
- 五 新たな模索期(一九六〇年代——)
- 六 あとがき——オーストラリアの課題……以上第三回

三 発展期の植民地(一八三〇年代—一八九〇年代)

(一) スクウォッターの時代

第二期は発展期といえるだろう。前節(本誌第五五卷第一一号)においては、囚人植民地から一般植民地へと変化を促す様な植民地の商業・産業活動の発展ぶりを概観した。当期では、基幹産業となつた羊毛輸出産業の確立・発展過程及び一八

五一年からのゴールド・ラッシュによる産業・社会構造の変化・成長過程をみて行きたいと思う。

一八三〇年代後期より羊毛産業がオーストラリア植民地の基幹産業としての地位を確立しつつあった。一八二九年の一九郡制限地区条例にもかかわらず、牧草地を求めての植民活動の拡大についてはすでに述べた。これは更に、一八三一年、王国領土 (the Crown Land) 売却・移民援助制度の導入によつて拍車をかけられることとなつた。すでに、一八二〇年代、英国政府の肝入りによつて中流階級の移民が押し進められていたが、この資本家階層の増大に対して囚人労働力の供給が追いつかず、植民地は深刻な労働力不足に悩まされることとなつた。囚人流刑は一八二〇年代、三〇年代と増大したが、女囚、病人、老人も多く羊牧業等の厳しい労働に耐えられる者は多くはなかつたからである (Shaw [1980] pp.31-32)。こうした時、英国政府は土地売却とその売上げで移民を援助するという方法を導入した。この制度の概要は以下の通りである。⁽¹⁾

従来、ただ同然で下付されていた土地を一エーカー当り最低五シリングで売却する。ただし最低一マイル平方か、あるいは六四〇エーカーを一単位として購入せねばならない。売却は競売とし最高価格で入札した者の所有となるというものであつた。その売却代金は英国政府の歳入とする。その中から労働力として適わしい者に援助を与えてニュー・サウス・ウェールズ及びヴァン・デールメンス・ランド植民地に入植させる、という植民計画であつた。このことによつて植民地の労働力不足を解消し、他方、英国にとつては、ともすれば犯罪者となりがちな都市貧民あるいは失業労働者を国外へ送り出すことによつて社会秩序が維持できる。また、移民者にとつても英国の都市の抑圧された社会的雰囲気から逃れ、新鮮な空気と広大な大地の中で健康的な生活が営め、まじめに働けば何年かの後に蓄えも出来、そして土地所有者として独立出来る可能性——それは英国では不可能となつたもの——もあるのだし、うまくすれば牧業者として大成することさえ可能であつた。

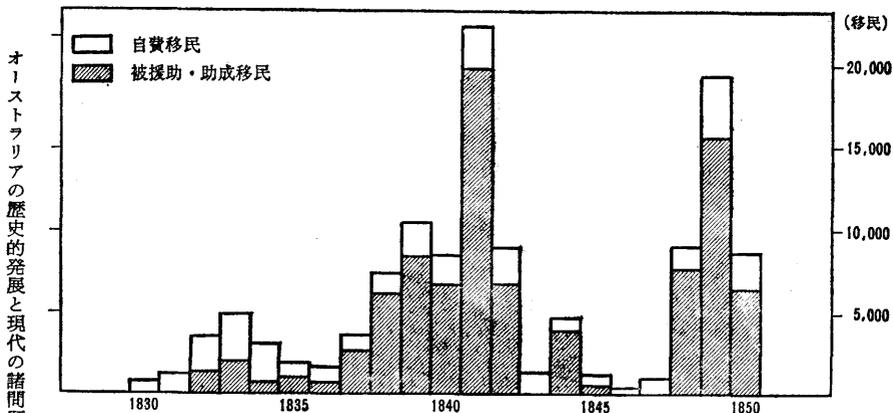
そして、このような土地所有者が増えれば、土地売却収入が増加し、移民援助が再び可能となり、新しい資本家に労働力が供給され、同じことがくり返される。こうして植民地は、好ましくない社会的影響を持つ囚人労働力に頼ることなく健全な

市民社会を形成し得ることになる。大変都合よく出来た制度であつた。

しかし、一見理想的にみえるこのシステムも欠陥を持つていた。それは、移民援助に際して英国が、自国の利益を優先したために、植民地が望む優良な農業労働者、熟練工よりは、不熟練でかつ労働意欲の低い都市貧困階層や犯罪予備軍を送り出すという結果となつた。とくに、一八三一年より女性を中心に移民援助を開始した時、それは、男性の圧倒的に多い社会の持つ反道徳的行為の発生傾向を防ぐため男女の人口比率を是正し、健全な社会をつくるという目的をめざしていたが、優良な女性を待ち望んでいた植民地へ送られてきたのは売婦ばかりだつた。⁽²⁾ こうした事実から、英国政府にまかせきりの移民援助計画は不十分な成果しか上げられぬと理解した植民地政府は、新たに独自の移民助成制度 (the Bounty system) を総督バーク (Sir Richard Bourke 1831—1838) の主導のもと、一八三六年に導入した。これは英国で移民を選択するのではなくシドニーに到着した移民のうち優秀な労働力となりうると認定された者にのみ援助を与えるものであつた。移民を送り出す方としては慎重にならざるを得ず、植民地側には好ましい結果をもたらした。もつともこの制度にも欠点があつた。それは、移民への援助金はそのまま渡航費用にあてられることが多く、輸送船の船長がそれを目当てに投機的な移民輸送を行なつたり、移民の健康、人物についての報告を詐称することも後に増加し始め、この制度は長続きしなかつた。⁽³⁾ しかし、いづれにせよ、英国政府による援助であれ、植民地政府の助成であれ、こうした移民補助制度が呼び水となり、自由移民渡航者も増大し、一八三〇年代後期より急速に移民者の数が増大し、労働力も人口も順調に増えていつた(第3—1図)。

しかしながら、土地売却制度に対しても何も問題がない、というわけにいかなくつた。土地売却制度の基本的原理と当時の羊牧業の性格との間の対立であつた。土地の下付にせよ売却にせよ、これらがなされる前に測量調査官 (the surveyor general) によつて土地の広さ、地質が測量される必要があつたが、植民地政府の人材不足のおかげで、こうした調査が進められる前に人々は勝手に土地を占有していくこととなつた。元来、王国領土に限らず他人の土地を勝手に占有、あるいは使

第3-1図 東オーストラリアへの自由移民(1830—1850年)



資料出所：Berenson & Rosenblat, *Inquiry Australia*, 1979, p.46

オーストラリアの歴史的發展と現代の諸問題 (二)

用する者を、無断占有者、不法侵入者、すなわちスクウォッター (Squatters) と呼び、一般的には無法者のことを意味していた。オーストラリアでも一八二〇年代あるいは三〇年代の初期、逃亡囚人を中心として他人の土地に無断で入り込み、住みつき、羊・牛を盗んで他人の土地で飼育するなどといったことを平然と行なう無法者達をスクウォッターと呼び軽蔑の対象としていた。しかし、無断占有者ではあるが、まじめに牧畜業を営む者が増え、社会的評価も高くなると、彼らをスクウォッターと呼んでもそこにみられた無法者という意味合いは消え去り、牧畜業者一般をさす言葉として流布するようになった。このスクウォッター達が一八三〇年代、今日メルボルンのあるポート・フィリップ地区に到着する頃は、植民地での政治的勢力も大きくなっていた。(4)

こうしたスクウォッターによる羊牧業の当時の特色としては、一定の土地に長期間定着するよりは、広い牧草地を求めて広く移動する方が能率がよかつた。それ故、広大な土地を必要としたが、その土地を所有するということは、よほどの資本を所有していない限り難かしいことであつた。また、その当時のスクウォッターの生活は多くの困難を伴つていた。ブッシュと呼ばれる山野を切り拓く重労働はもとより、蚊やハエによる伝染病、そしてブッシュ・レンジャーと呼ばれる逃亡囚人を中心とした山賊・盗賊あるいはアポリ

ジニーによる襲撃、ブッシュ・ファイヤー(山火事)、旱魃、洪水などの天災、一時に数百頭の被害を受ける家畜の病気(Carrh)、人里離れ文明との交流の少ない孤獨なブッシュの生活、といった様々な災難を乗り越えねばとてもやつていけないものではなかつた。このような困難を覚悟の上での事業は、利用し得る土地が低廉に獲得し得ぬ限り大きな魅力となつて人々を引きつけることは出来ぬものだつた。⁽⁵⁾土地が安く利用しえるからこそ発展した事業といえた。こうしたスクウォッター達による羊牧業の行動パターンは、政府の土地売却制度の目的としたところと合致しなかつた。

土地売却制度の基本的アイデアは、ウエイクフィールド(Edward Gibbon Wakefield)による「組織的植民(The Systematic Colonization)」より派生したものであつた。⁽⁶⁾つまり、牧畜業による土地の無駄な利用と囚人労働の使用は、人々をことさらに文明から遠ざけることとなり、男性中心の社会は道德の頹廢をもたらすと信じたウエイクフィールドは、健全な夫婦の植民家族を中心に農業を核とした有効な土地利用を行ない、市民社会を形成するのが最もよいと考えた。そして土地の売却を制度の中心としたのは、資本を十分持たぬ者には土地がたやすく入手出来ぬようにし、資本家のもとで賃金労働者として一定期間働くことを必然化させるとともに、植民地が政府の管理の及ばぬ範囲まで拡散しないようにするためであつた。英国政府は、植民地が統制の及ばぬ地域にまで拡大し、道德的な側面での好ましくない動きが発生するのを阻止するという「集中化政策(The Concentration Policy)」を現実化する上でウエイクフィールドの考え方を利用し、それを土地法にもり込んだのである。しかし、英国政府としては、植民地の利用価値はあくまでも羊毛輸出産業にあつたため、土地購入費用はウエイクフィールドの提案(二ポンド)よりはるかに低く、また土地一単位の広さも広く、かつ競売としたために、よい土地が高くなりがちで、小資本家には手に入りにくいということとなり、牧畜業者スクウォッターに有利なものとなつていた。しかし、それにもかかわらず土地の購入はスクウォッターにとつて魅力あるものではなかつた。彼らは、賃貸を好んだのである。

⁽⁸⁾だが賃貸制度にも問題があつた。一八三一年の土地法に付け加えられたものでみた場合、一年間、一マイル平方か六四〇

エーカーの土地を最低十二シリングで賃貸出来るものであつたので、金銭的には大變有利であつた。しかし、占有保証期間が一年しかなく、購入希望者が現われれば競売に付されるという、大變不安定な契約であつた。これは一八四〇年まで変化なく続いたため、スクウォッター達は、いつ他人の手に渡るかわからぬ土地に対して資本投資を十分行なつて改良するといつた意欲を失うようになつた。しかも拡大する植民地の統制能力を憂慮した植民地政府は土地購入費を一八三八年に一エーカー当り一二シリングとし、更に一八四二年には一ポンドに値上げした。他方、一八四〇年、土地賃貸料を値上げ（制限地区内五ポンド、制限地区外年一〇ポンド）した上で、保証期間を従来通り一年としたために、スクウォッター達は土地購入・土地改良に対して更に意欲を失なうようになり、羊牧業の将来に不安を与えるようになつた。しかも、一八四一年より始つた不況は、植民地の羊毛産業に被害をもたらし問題は更に大きくなつたのである (Shaw [1960] pp. 48—52.)。

そこで、政府は一八四四年に、制限地区内のスクウォッター達に対しては、土地購入上の優遇措置と、八年間の占有保証期間を与え土地改良への刺激を与えた。しかし、制限地区外の者には、各スクウォッターが占有する各々の牧草地 (run) —— 一放牧地は四千頭あるいは八百頭の牛を養えるものと規定—— に対し年十ポンドの賃貸免許料を課すとし更に負担を増加させた。これは当時の総督ジップス (Sir George Gipps 1838—1846) が、「羊牧業の発展よりも「集中化政策」及び政府財政収入増加に注意をむけ、かつスクウォッター達が不当に利益を上げていると考えた結果であつた (Roberts [1935] ch. 5.)。

以上のように、スクウォッター達の羊牧業は法律上大變不安定な地位にあつたのであるが、一八四四年の総督ジップスの政策に至り、ついに彼らは政治的に反対運動を開始することとなつた。一八四四年、「オーストラリア牧畜協会 (the Australian Pastoral Association)」を設立し、植民地及び英国政府への陳情をくり返した。その成果が一八四七年に実り、「緊急勅令 (the Orders in Council)」が下されることとなつた。この勅令によつて、制限地区外のスクウォッターにも一四年の賃貸保証期間が与えられ、しかも土地購入における先買権も与えられたのである⁽⁹⁾。この措置により、スクウォッターは、自らの占有

地に対し改良を加えるとともに、臨時的なハットと呼ばれるポロ小屋を破棄し木造あるいはレンガ造りの立派な邸宅を建築し始め、恒常的な牧畜業運営を可能とさせた。ここに至つてオーストラリアの植民地は、羊の背にどつかりと乗り始めたのである。また植民地産の羊毛が英国市場に占める割合も一八三〇年の八・一パーセントから一八五〇年には四七・〇パーセントへと急速に拡大していつたのである(前節第2―3表)。しかし、このことは、農業を中心とした独立自営農による社会を夢みたウェイクフィールド及びその支持者達の夢を打ち砕くものでもあつた。⁽¹⁰⁾

(二) ゴールド・ラッシュと經濟發展

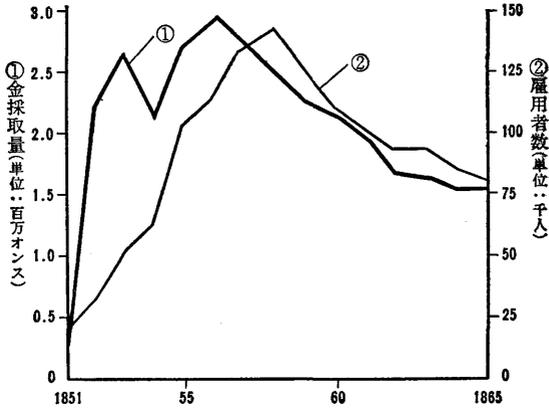
オーストラリアは、一八三〇年代、四〇年代と羊牧業を發展させていつたが、一八五一年になると全く新しい經濟・社会發展への起動力を与えられた。それは、ニュー・サウス・ウェールズ植民地バサースト付近及び、同州より独立したばかりのヴィクトリア州バララット、ベンデイゴ付近での金鉱発見のニュースであつた。⁽¹¹⁾ この金鉱発見のニュースは、たちまちのうちにオーストラリア全土にひろがるとともに、カリフォルニアや英国にまでも伝わつていつた。まず、一獲千金の夢を抱いた植民地内の多くの人々がシャベルとテントをかついでシドニーやメルボルンの都市から流出して行つた。次に、特に鉱床の大きかつたヴィクトリア植民地金鉱をめざしてメルボルン港に続々と世界中から人々が押し寄せて来た。その数は著しいものであつた。すなわち、一八五〇年から一八六〇年にかけて人口が七四万人(ニュー・サウス・ウェールズ植民地一八七万人から三五万人、ヴィクトリア植民地七万七千人から五四万人)も増加し、オーストラリア全体で百万人を超えるほどになつたのである(第3―4表)。

ヴィクトリア州を中心としたゴールド・ラッシュそのものは短期間で終了してしまつた(第3―2図)が、これを契機としてオーストラリアの工業的發展の火ぶたがきられた。⁽¹²⁾

そのメカニズムを図式的に示すと以下の通りである。移民人口が増加することによつて工業製品の需要が高まるが、植民地内の工業が未発達なために輸入品への需要が高まる。本来ならば植民地工業がこの時点で発生するはずであるが、ゴールド・ラッシュのために労働者が都市から消えている。それ故に都市労働者の賃金上昇するので植民地工業発展へのインセンティブは少ないままである。これが一八六〇年以前の状況であつた。しかしながらゴールド・ラッシュが一段落してみると手に大金を持ってぬまに多くの金鉱掘りは興奮からさめ、金鉱をあとにして都市へともどらざるを得なくなる。⁽¹³⁾一八六〇年ごろには都市には失業者が増加し、労働賃金が急速に下降する(第3―1表)。このような状況になつてやつと、依然として需要の高い工業製品の製造に手を出す資本家も増えて来るようになる。その結果、輸入品代替工業が進展して行く。メルボルンにしろ、シドニーにしろ、人々がブッシュから帰つて来ると都市人口が急速に増える(第3―2表)。人口が増大すれば当然のことながら恒久的家屋の必要性が高まる。従来はテントやポロ小屋に住んでいた者達も、工業の発展とともにオーストラリアに永住することを決意すると恒久的家屋に住む必要が生まれてくる。ゴールド・ラッシュによる移民者は单身男性が多く、結婚相手が必要とするために女性独身者の移民を必要とする。女性が増えれば、結婚・出産の人口再生産過程を経て家族構成も拡大し、家の拡大を必然化させる。更なる需要を生み出して行く。⁽¹⁴⁾かくして、オーストラリアはゴールド・ラッシュによつて、輸入代替工業が進展し、建築ブームの波に乗つて建築産業・材料工業が急速な発展をみせていつた。

この工業・建築ブームによつて多くの雇用者が必要となり、それが英国からの移民者を魅了する引き金となり、彼らをシドニー、メルボルンへと引き寄せる。彼らも永久的住居を必要とするために建築ブームは更に上昇の一途をたどる。また、その一方で、一八六〇年前後のゴールド・ラッシュ直後のベビー・ブーム期に生まれた者が一八八〇年前後には青年期に達し、独立・結婚・新居捜しに乗り出すために建築ブームは再び活性化する。⁽¹⁵⁾このパターンの繰り返しによつてメルボルンおよびシドニーの人口は更に拡大し、それに伴つて植民地工業も一層の発展を辿つて行つた(第3―3表)。メルボルンの人口

第3-2図 ビクトリア州における金採取量と雇用者数



資料出所: Sinclair [1976] p. 81

第3-1表 職人の賃金・支出の変化 (1850—1863)

	1850			1854			1863		
賃金	£1	19	0	£7	10	0	£2	14	0
支出	1	16	6	6	7	8	1	18	7
余剰	0	2	6	1	2	4		15	5

資料出所: Melbourne *Argus*, 8 October 1863
引用は Connel & Irving(1980)pp.163—165.

第3-2表 大都市人口 (1851—1911)

	メルボルン			シドニー			アデレード			ブリスベン			パース			ホバート		
	I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III
1851	29	—	38	54	—	28	18	—	28	3	—	—	—	—	—	—	—	—
1861	125	15.7	23	96	5.9	27	35	6.9	28	6	7.2	20	5	—	33	25	—	28
1871	191	4.3	26	138	3.7	27	51	3.9	27	15	9.6	13	—	—	—	26	0.4	25
1881	268	3.4	31	225	5.0	30	92	6.1	33	31	7.6	14	9	2.8	30	27	0.4	23
1891	473	5.8	41	400	5.9	35	117	2.4	37	94	11.7	24	16	5.9	32	33	2.0	22
1901	478	0.1	40	496	2.2	37	141	1.9	39	119	2.4	24	61	14.3	33	35	0.6	20
1911	593	2.2	45	648	2.7	47	169	1.8	41	141	1.7	23	107	5.8	38	40	1.3	21

資料出所: McCarty [1974] p.21 & p.23.

- I 人口 (単位 千人)
- II 人口増加率 (各10年毎の平均:%)
- III 各植民地における首都人口集中度(%)

第3—3表 産業別国内総生産(GDP)比率 (1861—1900 構成比: %)

	1861—65	1875—77	1886—90	1900
第一次産業				
牧畜業	8.5	14.1	12.8	7.7
農業	5.4	5.9	5.8	8.1
酪農業	4.1	3.4	3.5	5.5
鉱業	13.8	6.3	4.2	9.7
合計	31.8	29.7	26.3	31.0
第二次産業				
製造	5.3	11.0	11.8	12.6
建設	10.8	14.1	16.5	6.7
合計	16.1	25.1	28.3	19.3
第三次産業				
その他のサービス	15.7	11.0	11.3	14.9
流通	12.2	13.7	13.3	13.4
公共サービス	8.1	5.6	4.6	4.8
金融	5.3	4.9	4.5	1.9
水道	1.0	1.0	1.1	1.5
鉄道	0.3	0.7	1.9	3.3
合計	42.6	36.9	36.7	39.8
賃貸家屋収入	9.5	8.3	8.7	9.7
総計	100.0	100.0	100.0	100.0

資料出所: Butlin[1976]p.22.

第3—4表 オーストラリア植民地人口 (1851—1900)

	N.S.W.	Victoria	Qld.	S.A.	W.A.	Tas.	Australia
1851	197,265	97,489	—	66,538	7,186	69,187	437,665
1861	357,362	539,764	34,367	130,812	15,936	89,908	1,168,149
1871	516,704	746,450	121,743	188,644	25,447	101,900	1,700,888
1881	777,025	873,965	221,849	285,971	30,156	117,770	2,306,736
1891	1,153,170	1,158,372	400,395	324,721	53,177	151,150	3,240,985
1900	1,360,305	1,196,213	493,847	357,250	179,967	172,900	3,765,339

資料出所: Clark[1955]pp.664—665.

は、一八六一年には一二万五千人であつたものが、一八八一年には二六万八千人へと増加し、シドニーの人口も九万六千人から二二万五千人になつた。オーストラリア全体では、一八五〇年には四〇万五千人程度であつたものが一八八〇年には二二三万人にまで急増しているのである(第3—4表)。

ゴールド・ラッシュ後のこの人口急増は農業の拡大を必然化させ、その需要に応じた農業技術の発展が促された⁽¹⁶⁾。そのいくつかの例を示すと、(一)耕作方法に関しては、休閒地耕作の方法を応用した乾地耕作法(dry farming)を応用することによつて地味を維持することが可能となつた。(二)オーストラリアのニューカリのブッシュ開拓に適し、しかも農業労働者の稀少性を補い、大農経営に適した農業機具の発明・改良が進展する(一八四三年、リドリー John Ridley の自動刈込機、一八七六年、スミス Richard B. Smith の土地耕作機 Stump-jump plough)。(三)南オーストラリアにおいて、農業学校(Roseworthy Agricultural College, 1879)が設立され、地質の改良方法が改善される。(四)一八八六年よりファーラー(William Farrer)は小麦の品種改良の実験を始める。(五)ヴィクトリア植民地を中心に一八八〇年代には灌漑設備の発展に力を入れる、など。こうした技術的改良によつて、一八六〇年から一八九〇年にかけて、オーストラリア全体の農業用地は五四三万エーカーにまで拡大した。これは一八六〇年時の一一七万四千エーカーの数倍の広さである(第3—5表)。さらに、一八七〇年代になると、モートとハリソン(T. S. Mort & J. Harrison)によつて冷蔵技術が開発され、一八七九年には、英国への最初の冷凍肉の輸出実験が成功したために、一八八〇年代から冷凍肉および酪農製品の輸出も可能になつた⁽¹⁷⁾。かくして、都市人口の増大による食料需要の拡大に対応して、農業・酪農が発達し、さらに輸出産業としても確立されて行つた(第3—6表)。

ところで、ゴールド・ラッシュによつて影響されたのは都市化・工業化、ないしは農業や酪農だけではなかつた。羊牧業もその影響下にあつたのである。その発展を一瞥してみよう。

羊牧業は、一八四〇年代に長期的な土地賃借権を確立してから更に発達してきたのであるが、ゴールド・ラッシュの発生

第3-5表 農地面積の拡大 (1861-1890)

年 度	N.S.W.	Vic.	Qld.	S.A.	W.A.	Tas.	Australia
1860—1	246,143	387,283	3,353	359,284	24,705	152,860	1,173,628
1864—5	304,582	416,149	12,006	492,157	35,884	158,452	1,419,230
1870—1	385,151	692,840	52,210	801,571	54,527	157,410	2,143,709
1875—6	399,066	736,520	77,347	1,111,882	47,571	142,547	2,514,933
1880—1	606,277	1,548,809	113,978	2,087,237*	63,902	140,788	4,560,991
1885—6	737,701	1,867,496	198,334	2,298,412	60,058	144,761	5,306,762
1890—1	852,704	2,031,955	224,993	2,093,515	69,678	157,376	5,430,221

資料出所：Clark [1955] p.155.

*この数字は推測である。

第3-6表 輸出品の多様化 (構成比：%)

	(1) 小麦・ 小麦粉	(2) バター	(3) 肉	(4) 果物	(5) 新輸出品 [(1)+(2)+(3)+(4)]	(6) 羊毛	(7) 鉱物
1881—1890	5.3	0.1	1.2	0.2	6.8	54.1	27.2
1891—1900	2.9	2.4	4.1	0.3	9.7	43.5	33.1
1901—1913	9.7	4.1	5.1	0.5	19.4	34.3	35.4
1920/21—28/29	20.5	5.6	4.6	2.2	32.9	42.9	8.8

資料出所：Sinclair [1974] p.166.

第3-7表 英国海外投資 (Portfolio Investment) の動向

	英連邦外 (A)	英連邦内 (B)	合計 (C)	対オーストラリア (D)	1) 対オーストラリア 投資率D/B	2) 対オーストラリア 投資率D/C
	£M	£M	£M	£M	(%)	(%)
1868—72	209.3	46.9	256.2	11.9	25.0	4.6
1873—79	180.1	119.4	299.9	39.5	33.0	13.2
1880—82	114.3	66.3	180.8	24.2	36.5	13.4
1883—87	166.8	159.1	325.9	83.8	52.6	25.7
1888—91	279.4	127.1	406.9	67.2	52.8	16.5

1) 英連邦内投資合計に占めるオーストラリアへの投資比率

2) イギリス全体の投資合計に占めるオーストラリアへの投資比率

資料出所：Cochrane [1980] p.23.

により打撃を受けた。まず労働力不足の問題に直面しなければならなかつた。一例をあげてみよう。もともと一定の土地を長く占有するために土地を改良し、その周囲にフェンスを張りめぐらすようになるのであるが、このことによつて牧童 (shepherd) の労働力を極端に減少させることができるし、さらに、病気の羊と健康な羊とを分けておくこともできる。こうしたフェンスを張ることによつて経営が効果的になることは一八五〇年代ヴィクトリア植民地を中心に判り始めてきたのだが、労働力そのものがゴールド・ラッシュにとられてしまつていたので、その作業ができない。しかしながら、バサースト、バララット等の金鉱発見の後、このフェンス作りは別のルートから可能になつた。すなわち、更に他の土地にあるかもしれない金を求めて多くの人々がブッシュの中をさまよい歩くようになったからである。彼らは羊飼いとして牧場で働くことはできなくとも短期的にフェンス作りの仕事をひきうけることはできるようになる。かくして安い労働力を用いることによつて安いフェンスを作るようになり、これが羊牧業の生産性を著しく高めるようになり、ひいては品質の向上に貢献したのである。⁽¹⁸⁾ また、もう一つ見逃がしてならない重要な技術革新に、貯水施設・貯水池の開発・改良がある。従来は、河川、湖沼から遠く離れた地点に放牧地を求めることができなかつたが、貯水施設の開発によつて不可能と思われていた土地へと進出していくことができるようになり、羊牧業が更に拡大していく可能性が高まつたのである。⁽¹⁹⁾

先述の如く、ゴールド・ラッシュによつて農業が発展していつたのであるが、これは逆に言えば、羊牧地として開発されていた土地が農業の進出によつて侵食されていく過程でもあつた。本来、羊牧業は広大な土地を必要とするために農業を支持する者にはずい分とせいたくな土地利用に思われていた。ゴールド・ラッシュ終了後には失業した者のなかには都市に帰らずに、そのままカントリー・サイドに残り、農業を志す者も少なくなかつた。⁽²⁰⁾ 失業したとはいへ、いくらかの小金を持ちあわせていた者も多く彼らは土地購入へと向かつた。そしてこのような農業希望者は、伝統的な独立小農中心社会を最上と考へる者、あるいは、スクウォッターの政治的影響力を削減したいと望む都市中産階級の支持を得て、スクウォッターの土

地使用権を明確にした土地法 (The Land Acts) を修正するように国会に圧力をかける政治的圧力集団へと育つて行つた。また、当時、政府歳入増加を望んでいた各植民地政府は、広大な土地を安い免許料でスクウォッター達に貸すよりも、土地を売つた方が収入増につながることを、また、人口増によつて農業生産への需要が高まつたこと、さらに、広大な土地に稀少人口が拡散すると道徳および教育のレベルを低下させるのではないかという道徳的危惧などを考えに入れて、農業奨励のための土地法改正を行つた。⁽²¹⁾一八五七年にタスマニア (旧ヴァン・ディーメンズ・ランド) において土地法が制定されたのに端を発して全植民地で制定され、一八七二年に西オーストラリアでの制定によつて完成した。各州の土地法 (The Selection Acts) の細則は異なるが、基本的な内容は、土地購入希望者に対しては、植民地政府の指定する地域のうち四〇エーカーから六四〇エーカーの範囲内の土地を一エーカー当り一ポンドで農業専用地として売却することとなつていた。しかし結局のところ、(一)スクウォッターの勢力が依然として強かつたこと、(二)元金鉱掘人 (Elders) は、たとえ土地を手に入れても、農業の経験がないために失敗する運命にあつたこと、(三)資本の少ない農民志望者に対しては、利益率の低い農業に融資しようとする金融機関が少なく、たとえそのような金融機関があつたとしても、それは差別的な高金利であつたこと、(四)輸送コストにおいて羊毛に比べて圧倒的に不利であつた農業は、一八五〇年代からの鉄道建設が始まつたにもかかわらず、その運送能力の恩恵をこうむることができなかつたという悪条件下にあつたため、彼らの希望は十分かなえられなかつた。このセレクター (Selectors)、すなわち、農民志望者として土地を選択する人々とスクウォッターとの間に生じた戦いは、一八六〇年から一八八〇年代にかけて、土地法改正、土地売買競争などを中心にくりひろげられ、当時の植民地政治を色どつたのであつた。

この土地争奪戦は、全体としては、スクウォッターの勝利に終つたのであるが、とは言え、農業は、先の数字によつて示されているように、発展して行つたのである。農業の発展は、かくして、羊牧業をして、セレクター達の進出に悩まされることのない地域へと向かわせた。特にニュー・サウス・ウェールズでは、東部から中部・北部・西部の内陸部へと転出せざ

るを得なくなつた (Butlin [1976] pp. 80-80)。しかし、幸いなことに、八〇年代前半までは、輸送コストが加算されたが、羊毛の輸出値そのものが高いために、それは内陸への進出を妨げる程のものではなかつた。また、このリスクは、フェンスの利用、羊や牛の飲料水のための貯水池設置技術の進歩などによつて十分にカバーされた。さらに鉄道による輸送コストの引き下げも羊牧業の発展に拍車をかけた。しかしなんと云つても、イギリス工業化の進展による需要増とロンドンの投資家達の強い支持のもとに順調に調達された資金がなによりも大きな強みとなつていた(第3-7表)。(22)

(三) 一九世紀中・後期の政治的発展

一八六〇年から一八九〇年頃にかけて、ゴールド・ラッシュを契機としたオーストラリア経済の発展は、輸入品代替工業、建築ブーム、鉄道ブーム、農業ブームを導き、他方で羊牧業におけるフェンス・ブームを生来させ、長期にわたる各分野でのブームを実現させた。農業は当初、鉄道の未発達のために発展が妨げられていたが、南オーストラリアにおける農業技術の改善、品種改良、ないしは肥料の開発などの技術革新によつて、少ない労働力のもとで高い生産性を示すことができるようになった。また羊牧業においては、フェンスを活用することによつて、労働力が更に減少し、そのために生産性も向上する。輸入代替工業に関しては、ヴィクトリア植民地においては、保護関税 (Tariff) によつて保護・助成されてはいたが、英国との絶対的距離が輸入品の価格を十分に上昇させていたために、オーストラリアの工業は十分に発展する機会を与えられた(第3-8表において各産業の発展状況を示す)。建築ブームもまた、移民の増加とともに継続した。こうした諸条件が重なつて、当時のオーストラリアは、まれにみる豊かな国となつたのである。ある推定によれば、すでに一八七〇年において、当時の先進国の中でもトップに位置しており、他の国を大きく引き離していたのである(第3-9表)。

次に政治的発展についてみると、一八二三年および一八二八年(改正版)に本国より与えられた初期憲法においては依然

第3-8表 各産業別国内総生産伸び率(%p.a.)

1. 鉄道	13.9	1. 鉄道	15.9	1. 鉄道	12.6
2. 製造	8.4	2. 製造	11.2	2. 建設	6.1
3. 建設	6.7	3. 牧畜業	11.0	3. その他のサービス	5.6
4. 牧畜業	6.7	4. 建設	8.0	4. 製造	5.3
5. 流通業	5.4	5. 流通業	7.4	5. 賃貸収入	4.9
6. 農業	5.4	6. 農業	6.6	G. D. P.	4.9
G. D. P.	4.9	7. 金融	6.1		
		8. 酪農	5.5		
7. 水道	4.8	G. D. P.	4.9	6. 水道	4.5
8. 賃貸家屋収入	4.7			7. 農業	4.4
9. 金融	4.7	9. 水道	4.6	8. 流通業	4.2
10. 酪農	4.6	10. 賃貸収入	4.3	9. 牧畜業	3.9
11. その他のサービス	3.6	11. 公共サービス	2.9	10. 鉱業	3.9
12. 公共サービス	2.8	12. その他のサービス	2.7	11. 酪農	3.5
13. 鉱業	0.8	13. 鉱業	-1.7	12. 金融	2.9
(1861-89年)		(1861/3-1876/8)		13. 公共サービス	2.5
				(1876/8-1887/9)	

資料出所: Butlin [1976] p.16, p.19.

第3-9表 先進諸国における所得増加(国民1人当り)(GDP÷国民総人口)

	1870	1976	成長率(%p.a.)
アメリカ合衆国	786	5,454	1.84
カナダ	629	4,908	1.96
フランス	675	4,775	1.86
ベルギー	968	4,608	1.48
ノルウェー	497	4,524	2.11
ドイツ	533	4,436	2.02
オランダ	972	4,341	1.42
スウェーデン	430	4,325	2.20
日本	283	4,226	2.58
スイス	791	4,173	1.58
デンマーク	538	4,141	1.94
オーストリア	410	3,705	2.10
イギリス	979	3,634	1.25
イタリア	547	2,883	1.58
オーストラリア	1,394	4,236	1.05
平均	677	4,259	1.82

単位: U.S. ドル(1970年価格)

資料出所: Kasper [1978] p.10.

として人口の大半を占めていた囚人人口が考慮されていたために、植民地政府の立法活動領域は大変狭く、また、総督の権限が強かったが、一八三〇年代中期からの自由民の増大とともに、一八三〇年代後半には、憲法の改正をめぐる議論が沸騰し、一八四二年に、従来の上院議員の数が三六名(二八年には最高一五名と規定されていた)に増大、二四名が制限付きではあるが選挙選出への方向に改正されることになり、自治的性格が強まった。一八四〇年代の後半になると、さらに自由民も増え、自治政府の要求も大きくなった。一八五〇年には、オーストラリア植民地政府法(The Australian Colonial Government Act)によつてポート・フィリップ地区がヴィクトリア植民地として独立し、ヴァン・ディーメンズ・ランドとともに、一八四二年のニュー・サウス・ウェールズ政府と同じ性格を持つ政府を与えられた。しかしながら、多くの点で、英国政府の統制が強いために更なる自治政府への要求が高まつて行つた。一八五一年のゴールド・ラッシュ後、英国政府は急速に増大する自由民を考慮に入れ、一八五二年に、各植民地に対して憲法の制定と自治政府の設定を認め、憲法制定を促した。そして一八五〇年代の中項に、植民地憲法草案は英国政府によつて承認された。かくして、ニュー・サウス・ウェールズ植民地憲法は一八五三年、南オーストラリア植民地憲法とタスマニア植民地憲法は一八五六年、クイーンズランド植民地憲法は一八五九年に英国国会で承認され、各植民地はそれぞれ、二院制議會会制度、制限選挙による議員選出等の近代的議會会制度と入り入れた。その後、経済成長とともに政治的發展も進んでいつた。南オーストラリアでは、一八五六年に男子普通選挙、および一人一票制が採用され、同じ一八五六年にヴィクトリアと南オーストラリアで秘密投票制度が、また、一八七〇年には、ヴィクトリアで議員報酬制度が実施された。このように、各々の植民地によつて、その時期や順序は異なるが、いくつかの実験的な政治制度が導入されるようになり、完全に囚人植民地時代の残滓は払拭されていつたのである。こうした政治的發展の過程において、一八八八年にオーストラリアはめでたく百周年記念を迎え、当時の英国女王ヴィクトリアの銅像がシドニーで披露された。⁽²⁵⁾そして、この銅像は、英国文化移植が成功したことを示す記念碑のひとつとなつたのである。

(1) 一八三一年の土地売却法は政令として、当時の植民地相ゴダリーリック (Lord Goderich) によって発布された。土地売却のアイデアは一八二四年、当時の総督プリズベンによって一エーカー、五シリングという形で実施されていた。この時は、土地の下付への補助手段であったが、一八三一年の政令の場合、移民援助制度と結びついた点に目新しさがある。この時、土地の下付は廃止された。なお、この法規はリボン規則 (The Ribbon Regulation) とよく呼称されるが、この規則の基本的アイデアは、ウェイクフィールドの組織的植民の計画からヒントを得ている。しかし、多くの点で異なるので注意した (本文参照)。なお、この法規の条文については、Clark [1950] p. 228-230. を参照。法規と組織的植民計画との差異については、Crawley [1980(a)] pp. 409-411. を参照。

(2) この制度の問題点、および女性移民については Shaw [1980] pp. 36-37. を参照。なお、女性移民援助の基本内容は、未婚の女性 (一五才から三〇才まで) で移民を希望する者に対して旅費の半額 (八ポンド) を援助するというものであった。また同時に、男の職人に対しては二〇ポンドを貸し付けるといったものであった。女性移民の質についての植民地の議論内容は Clark [1968] p. 193, p. 214 and p. 225. を参照。

(3) この制度の内容と欠点については、Shaw [1980] pp. 37-39. を参照。この制度では、資格有りと認められた夫婦に対して三〇ポンドの助成金が渡された。一八三九年までに一六五〇名の大人と七〇〇名の子供が、ニュー・サウス・ウェールズに移民したと記録されている。

(4) スクウォッタイングについては、Roberts [1935] p. 49-68. を参照。一八三五年六月、『シドニー・ガゼット』が「ジェントルマン・スクウォッター」という言葉を使用しており、三〇年代後半より肯定的な意味が明確になっている。スクウォッターの中には、英国より渡来した良家の若者、海軍・陸軍の士官、オクスフォード大学やケンブリッジ大学の卒業生も少なくなかった。とも報告されている (Roberts [1935] p. 67.)。なお、スクウォッターの活動とその範囲についての研究は Roberts [1935] の他に、トウニヤクトリヤ植民地の状況について扱った Powell [1970] を参照された。

(5) スクウォッターの生活については以下の文献を参照した。Joyce [1942] および Ward and Robertson [1969] pp. 183-210. Roberts [1935] pp. 273-349. Clark [1963, 1980] pp. 92-96. (邦訳 [一九七八] 一〇三-一〇八頁)。

(6) ウェイクフィールドの提案と問題および研究については Manning [1974] 及び Pike ed. [1967] pp. 550-562. を参照。なお Clark [1973] chs. 2-5 はウェイクフィールドの提案をめぐっての英国、植民地の反応を広範に扱っており、彼の影響力について知ることが出来る。

(7) 一七九六年より一八五〇年頃までの男女比率は下表に示されている通りである。男女比は、初期植民地時代においては男子四人、植民地軍が圧倒的に多く、男子中心の構成をとっていたことによつて変則的になつたのである。

(8) 一八三一年から四四年までの賃貸に関する法規の変遷と人々の反応については、Clark [1973] chs 5, 11-12. 及び [1950] pp. 228-232. を参照。

(9) この勅令の基本的内容は以下の通り。この勅令によると、植民地は以下の三つの地域に区分される。

植民地の男女比
(17961-1850)

	女性	男性
1796-1800	100	261
1801-05	100	231
1806-10	100	190
1811-15	100	188
1816-20	100	244
1821-25	100	330
1826-30	100	308
1831-35	100	260
1836-40	100	201
1841-45	100	164
1846-50	100	143

資料出所: Bereson & Rosenblat, *Inquiry Australia*, 1979, p. 46.

(一) 植民完了地域 (the settled districts)。一年以内の賃貸契約を牧畜業者に対し認め、当地域内での無料放牧を認められることもありうる。

(二) 植民進行地域 (the intermediate districts)。八年以内の期限に限り、スタックォーティングのための賃貸を認める。しかし、当地域内においては、毎年、総督は六〇日の公示期間を明示し売却に付す権利を所有する。

(三) 植民未了地域 (the unsettled districts)。最高一四年の賃貸権利が与えられる。賃貸料は、羊、牛の頭数、牧草地(四千頭の羊あるいは同等の牛の頭数を養える広さ)の数量に従うが、賃貸料は年額一〇ポンド以下であつてはならない。また、占有期間中の場合、土地は占有者に対してのみ売買されるものとする。なお、賃貸期限終了時、土地の改良等の実績が認められれば、占有者は優先的に土地を一エーカー当り一ポンドにて購入し得る。本勅令については、Clark [1950] pp. 252-256. をよむ [1973] pp. 375-377. を参照。なお、「オーストラリア牧畜協会」については Clark [1973] pp. 302-305. を参照。

(四) 一八四七年の勅令に対し、植民地議會議員ローウター (Robert Lowe) は、「一部の牧羊業者等の利益のために与えられた政令であつて、文明の健全なる発展と農業を犠牲にしたものである」と植民地議会で発言したが、スタックォーター達は植民地の各地で祝杯をあげていたのである。Clark [1937] pp. 376-377.

(五) ニュー・ラッシュの研究も多いが、本稿は、Serte [1971] chs. 1-3 に多くを負う。また Clark [1978] ch. 1 は、ニュー・ラッシュに沸く人々の状況を生き生きと描いている。なお、ニュー・サウス・ウェールズにて最初の金鉱をあつたのは、ハーグリーブス (Edward H. Hargreaves) である。彼は、カリフォルニアのゴールド・ラッシュを目当てにアメリカへ渡り、ニュー・サウス・ウェールズのパサースト付近の地形とよく似ている点に注目し、カリフォルニアでの経験と金鉱掘り道具一式を持つて金探しを行なつていたのである。もつとも、これ以前にも、囚人や探険家、調査官によつて金鉱の発見のニュースはあつたが、全て総督によつて秘密にされた。その理由は、金鉱発見のニュースによる囚人への悪影響をおそれたこと、また金鉱の規模が小さく見積られたことによる。なお、一八五一年の時、ニュースが公にされたのは、すでに囚人流刑は中止されていたことと、カリフォルニアへ金鉱掘りに植民地を離れるものが多く、それを引きとめるためとも言われている。Blainey [1963] ch. 1 をよむ [1961] を参照。

(六) 以下の議論は、Sinclair [1976] ch. 4. をよむ、Butline [1976] に多くを負う。

(七) 金鉱掘人の生活は、例外はあつたとしても手堅いものとはいへなかつた。大金を持てば一晩で使い果たすということもしばしばあつた。また、意外に早い時期から金鉱は地中深く掘らないとよいものがみつからぬという状態が生じ、個人や二、三人のグループでは手に負えぬ場合が多かつた。それ故に、一八五〇年代の後半には、鉱山会社が組織的な金採掘を開始することとなり、賃金労働者として働く者も増大していたのである。多くの金鉱掘人にとつて苦勞の割には利益は少なかつた。とくに、ヴィクトリア州では、金鉱採取に関してライセンス料を課すとともに、取り立てを厳しくしたため、それを一つの原因として「ニューリカ砦の反乱」(一八五四年)が生じている。四分の三から、三分の二は赤字であつたという。一八六五年、六〇パーセントの金鉱掘人は賃金労働者であつた (Shaw [1980] p. 67, Blainey [1963] ch. 6, Crawford [1979, 4th. ed.] pp. 106-108.)

(14) オーストラリアの男女比率の均衡は一九一六年まで達成されなかつた。一八六〇年前後から七五年にかけて急速に男女比は縮少している(下表参照)。

(15) 一九世紀後半の建築ブームの一端を知るには、Serle [1971] chs. 1, 2, 8 & 9 を参照されたい。しかしながら、この建築ブームは、都市の衛生施設(下水道など)などの問題を引き起こす。一八八〇年代後期メルボルン(Melbourne)は、下水設備のひどい悪臭が漂い始め、'Marvellous Smelbourne' と称されるようになる(Crowley [1980(6)] pp. 270-271)。なお、都市化の悪影響については Bolton [1981] ch. 6 を参照。

(16) 農業における技術革新、品種改良については Crawford [1979, 4th ed.] pp. 118-119 を参照した。農業全般については Clark [1965] pp. 155-174 を参照された。

(17) 冷蔵技術の発展については Farret [1980] ch. 10 を参照された。

(18) 羊牧業におけるフェンスの利用とその発展については Sinclair [1976] ch. 4 をよみ、Butlin [1964] pp. 92-95 に負う。この説明はホルド・ラッシュによる労働力不足の原因として、労働力不足対策としてフェンシングが進められた、とする通説を否定するものである。フェンス作りは労働集約的作業であり、労働力不足の状態かどうか、というのが新説の論拠となつてゐる。通説に対する批判は Sinclair [1976] p. 120 を参照した。

(19) 貯水池の発展について考察し、その重要性を指摘したのは N. G. Butlin [1964] pp. 63-65 である。貯水池・貯水タンク利用による牧羊業の内陸への進出は、一八六〇年までにかなり顕著なものとなつたと指摘されてゐる。

(20) エールド・ラッシュ終了後、金鉱掘に参加した人々の動向は四つに類別される。第一は、故国に帰る人々、第二は、シドニー、メルボルンに移住して都市労働者となる人々、第三は、農業を志しセレクトターとなつて地方に残る人々、そして第四は、新しい金鉱を求めてニュー・サウス・ウェールズ、タインズランド、西オーストラリアへと放浪する人々。第四の類型に属する人々は、順次に大きな金鉱を発見することとなり、一八九二年から九三年にかけて西オーストラリアのクルガーディ、カルグーリーに大金鉱を発見する。このことが、後述する一八九〇年代の大不況に対する一つの救いとなつたのである。第四の類型の人々については Blainey [1963] を参照された。

なお、セレクトターとスクワッターとの土地争奪戦については以下の文献に多くを負う。McNaughtan [1974] pp. 115-122, Shaw [1980] ch. 9 及び Powell [1970] parts 2-3。また都市ブルジョワ階級とセレクトター・スクワッター問題との関連については Crowley [1974] ch. 4 (By T. H. Irving) をよみ Connel & Irving [1980] ch. 3 を参照。

(21) 一九世紀中期の土地法制定については Clark [1955] pp. 93-154 が歴史的な流れをドキュメントによつて明らかにしてゐる。ニュー・サウス・ウェールズ州「ロバートソン土地法」については Baker [1964] を参照。この法は、タスマニアのそれよりも遅れてゐるが(一八六一年)土地法の基本

植民地の男女比
(1851—1915)

	女性	男性
1851—55	100	145
1856—60	100	143
1861—65	100	128
1866—70	100	122
1871—75	100	118
1876—80	100	117
1881—85	100	116
1886—90	100	116
1891—95	100	114
1896—1900	100	113
1901—05	100	110
1906—10	100	108
1911—15	100	106

資料出所: Bereson & Rosenblat, *Inquiry Australia*, 1979, p. 49.

オーストラリアの歴史的発展と現代の諸問題 (二)

的なものと考えられている。

(22) イギリス投資家の動向については、Butlin [1976]の他に Cochrane [1980] ch. 2. を参照。イギリスの投資家にとつて当時、魅力ある投資先はアメリカ合衆国、および南アメリカ諸国であり、オーストラリアは、資本獲得競争において厳しい立場におかれていた。しかし、一九世紀後半にはその立場を確固たるものとしている。

(23) 保護関税の問題については次節において取り扱う予定である。

(24) オーストラリア各植民地の政治的發展については以下の文献に多くを負う。Hartwell [1974], McNaughtan [1974], McMin [1979] chs. 3-4, Clark [1973] chs. 8 & 13. なお、ホールド・マッシュに伴う金鉱掘り (digging) とヴィクトリア植民地政府の対立に端を発した一八五四年の「ユーリカ岩の反乱」とそれに伴う彼らの政治的運動が、オーストラリア植民地のこの時期の政治的發展に与えた影響が大きく取り扱われることが多い。しかし、たしかにイギリス、チャーチスト運動に加わつた多くの金鉱掘りがいたとしても、この見解に疑問を抱く者もいる。例えば、一八五六年の総選挙において金鉱掘りの八分の一しか投票していない事実を挙げてクロフォードは、金鉱掘りの役割に疑いをさしはさんでいる (Crawford [1979, 4th ed.] p. 107)。なお、政治・選挙制度の發展については、下表を参照されたい。

(25) 一八八八年のヴィクトリア女王の銅像の除幕式の状況については、クラークの生き生きとした描写が当時の雰囲気をよく伝えていると思われる。Clark [1981] pp. 1-3.

四 保護・防衛期のオーストラリア (一八九〇年代—一九六〇年代)

(一) 保護・防衛的諸政策の形成過程

長期的な好景気と経済發展が続いたその後に来たものは、一九二九年からの世界恐慌によつて引き起こされた危機に匹敵する程のオーストラリア国内における大不況であつた。この一八九〇年代の不況の原因について諸説紛々である。最近は、

オーストラリア植民地の政治的發展

	N.S.W.	Vic.	S.A.	Tas.	W.A.	Qld.	英国
男子普通選挙	1858	1857	1856	1900	1893	1872	1884
女子普通選挙	1902	1908	1894	1903	1899	1905	1928
秘密投票	1858	1856	1856	1858	1893	1859	1872
一人一票	1893	1899	1856	1900	1907	1905	1948
議員報酬	1889	1870	1887	1890	1900	1886	1911

資料出所: Bereson & Rosenblat, *Inquiry Australia*, Heinemann Educational, Richmond, 1979, p. 103.

その原因を国内的・国外的なものに分けてバランスよく論じる傾向が強くなり、かつてのように内因説・外因説の鋭い対立はみられなくなつてきている。⁽¹⁾

内部要因としてとりあげられる主なものは、(一)長期的な建築ブームが続くことによつて異常な程の地価上昇が生じた一方で、土地・家屋に対する需要が減少したこと、⁽²⁾(二)植民地政府によつて遂行されてきた鉄道建設が一応のピークをむかえ、公共事業支出が減少したこと、(三)羊毛産業が気候的におだやかな海岸よりの地域から、水資源の乏しい内陸乾燥地域へと進出し始めることによつてコスト(輸送・フェンス・貯水設備費等々)が増大し、銀行借入の割合が高くなると同時に、利益率も下降し始めたこと、などがあげられるであろう。こうした不振を予測させる現象は一八八〇年代の後期、すでにロンドンの投資家達の注目を引き始めていたが、国内では強引な投資が引き続き行なわれていたのである。他方、国外的な問題としては、ロンドンにおける羊毛市場が不安定となり値が下がり始めたこと、そして南アメリカ(アルゼンチン)における投資状況の悪化に伴う有力銀行の不振(the Baring crisis)が、ロンドンにおける海外投資熱を冷却させることとなり、オーストラリアへの資本流入が急速に減少していくこととなつた。こうしたことが一八八〇年代の後期より九〇年代の初期に同時に発生し、一八九三年にはついに国内における銀行をはじめとする金融機関の取引停止・破産宣告などの異常事態を生んだのである。その上に追い打ちをかけるように一八九六年から数年にわたる大干魃に襲われ農業が不振に陥つたことが更に事態を悪化させていつた。こうして長い大不況の時代が始まつたのである(Shaw [1980] pp. 100—103.)

長期的な好景期が終焉を迎える頃からこの大不況を通して最終的な連邦結成への機運が高まり、結成へとむかう一九世紀後半、オーストラリアは高生産性のもとで高度な生活水準及び社会制度をすでに保持していたといつてよいが、こうした不安定な時期を経過することによつて国民の生活を防衛するという観点から様々な保護・防衛政策が考慮されるようになってきた。⁽³⁾この時代に登場してくる大きな保護・防衛的な諸政策は以下のものである。

- (一) 保護貿易主義 (国内幼稚産業保護)
- (二) 有色人種排除主義 (英国文化・人種の純粹性維持)
- (三) 防衛問題 (国民・国家防衛)
- (四) 強制仲裁制度 (労働者生活保護)

以上が主な保護・防衛政策であつたが、これらの問題のいくつかは、すでに一八五〇年代のゴールド・ラッシュ時代より生まれ成長し始めていたのである。その点から論じつつ各政策の発生過程を簡単にみて行きたい。

まず第一に「保護貿易主義」について考察したい。一八五〇年代後期および六〇年代、ゴールド・ラッシュ終了後、ヴィクトリア植民地では金鉱掘りの失業者を吸収しつつ急速な初期工業化が進められたのであるが、その工業を保護する手段として取り入れられたものである。その基本的政策は、保護関税 (Protective Tariffs) 政策である。この議論は、一八五〇年代の半ばより開始せられ、一八五九年には、「ヴィクトリア関税同盟 (the Tariff League of Victoria)」が創立されるとともに、当時、新聞シ・エイジ (the Age) の編集長であつたサイム (David Syme) を中心に保護主義派のキャンペーンがくりひろげられた。このような動向を反映し、一八六五年には保護関税案 (the McCulloch tariff) が議会を通過し、六六年より効力を発揮することとなつた。⁽⁴⁾ もつとも、この時代の関税導入の効果・機能については議論が分かれているようである。つまり、輸送コストが常が高くつく輸入品は、国内品に対してどうしても不利にならざるを得ない。それ故、距離の問題 (距離の暴虐⁽⁵⁾) が自然とオーストラリア工業を保護してくれたので、はたして保護関税として十分機能したかどうかという点について疑問が生じているのである。実際、自由貿易主義に徹したニュー・サウス・ウェールズ植民地においても工業の発展がみられたからである (第4-1表)。この当時の関税は、むしろ政府の収入増加に主眼がおかれていたと考える方がよいかもしれない。⁽⁵⁾ ニュー・サウス・ウェールズ植民地に比べ、ヴィクトリアには、売却可能な土地も少なく、また石炭資源等の鉱

物資源にも恵まれず、羊毛産業も限界に達しはじめていたという悪条件が存在していた。ヴィクトリア植民地においては唯一の手段であつたのかもしれない。しかし、時代も進み蒸気船の就航・スエズ運河の開通といった輸送時間・コストの削減は輸入品の価格を下げることとなる。こうなると保護手段としての関税に対する要求もヴィクトリアにおいては高くなるし、他方、ニュー・サウス・ウェールズ植民地も土地売却による収入の減少がみられると一部に保護貿易論者も出現するようになる。⁽⁶⁾各植民地間・植民地内での保護が自由かの論戦も白熱化してくるのであつた。

有色人種排除問題もやはり一八六〇年前後より発生している。ゴールド・ラッシュの発生とともに世界の各地から一獲千金の夢を持つて多くの人々が集まつてきたが、その中に中国南部広東地域から多量の中国人が流入してくるのである。⁽⁷⁾ (Marr, *Asia* [1929] pp. 14—34)。最盛期には四〜五万人の中国人が上陸したといわれるが、この当時、未だ百万人前後の白人人口の中に占める割合はとてつもなく大きいものであり、金採取地域においては更に大きいものであつた(第4—2表)。実際には、ゴールド・ラッシュが終了すればその多くは故国へ引き上げるのであるが、(一)中国人の生活様式・行動様式あるいは衛生観念の差異、(二)白人金鉱掘りが放棄した金採掘現場から再び金を掘り出しては儲けるといつた中国人のずるさに対する反感、そして(三)このまま放つておけば中国人に植民地が占領されるという恐怖・不安、更に四中国人自身も常に徒党を組み白人社会とまじわろうとせずコミュニケーション・ギャップが拡大された、といった事情から、すでに一八五〇年代前期より対中国人暴力活動が発生したのである。事態を重くみたヴィクトリア植民地政府は、一八五五年中国人の入国に際しては、一種の人頭税として一〇ポンド(二〇ドル)を課すこととし、入国制限策を講じたのである。これは他の植民地によつても採用されることとなり移民制限立法の端緒が開かれたといつてよいだろう。⁽⁸⁾

他方、クイーンズランド植民地(一八五九年、ニュー・サウス・ウェールズ植民地から独立)においては、一八六〇年代に綿・砂糖キビ栽培を中心とするプランテーション農場が発達し、そのための労働力としてカナカ人労働者(Kanakas)と呼ばれる

第4-1表 ヴィクトリアおよびニュー・サウス・ウェールズの工業的發展 (1861-1913)

	1861	1871	1881	1891	1901	1911	1913
ヴィクトリア							
工場数	531	1,578	2,469	3,141	3,249	5,126	5,613
雇用者数		18,000	38,000	53,000	66,000	107,000	119,000
機械・工場評価額			£2m.	£4.5m.	£5m.	£8m.	£10m.
N.S.W.							
工場数	664		2,961	3,056	3,367	5,039	5,346
雇用者数		13,500	31,000	51,000	66,000	109,000	120,000
機械・工場評価額				£4.4m	£5.8m.	£12m.	£15m.

資料出所：Shaw[1980]p.114.

第4-2表 ヴィクトリア州金採取地区人口(1861年4月ヴィクトリア州国勢調査)(注)

地区名	全人口		白人人口		中国人		アボリジニー	
	実数	(比率)	実数	(比率)	実数	(比率)	実数	(比率)
アララット	10,481	100%	9,169	87.4%	1,292	12.3%	9	—
バララット	61,219	100	55,246	90.2	5,965	9.7	6	—
ビーチワース	23,361	100	18,819	80.6	4,529	19.4	8	—
キャッスルメイ	43,611	100	37,020	84.9	6,539	20.0	33	—
メリーボロー	48,098	100	44,879	93.3	3,187	6.6	22	—
サンドハースト	41,411	100	38,833	93.8	2,550	6.2	17	—
合計	228,181	100	203,966	89.4	24,062	10.5	95	—

資料出所：Clark[1955]p.8.

注) 1861年の植民地全体の人口に対する割合は4.56% (N.S.W.は3.63%) であった (A. Markus, *Fear & Hatred*, 1979, p.15.)。

第4-3表 地区別人口構成 (1901年)

地区名	中国人	南太平洋 諸島人	日本人	インド人	その他	アボリ ジニー	(a)	(b)	人口(a) 比率(b)
							合計 (非白人)	合計 人口	
サマーセット (Q1d)	159	672	881	4	766	2,198	4,680	5,728	81.6
ケアンズ (Q1d)	2,078	1,130	362	126	256	300	4,252	11,013	38.6
カードウェル (Q1d)	311	1,233	279	10	88	57	1,978	4,322	45.8
タウンズヴィル (Q1d)	636	535	232	31	58	144	1,636	19,065	8.6
マッケイ (Q1d)	220	1,475	247	19	132	45	2,138	11,144	19.2
ブンダバーグ (Q1d)	161	1,912	27	112	35	59	2,306	15,843	14.6
ワイドベイ (NSW)	46	834	4	56	38	184	1,162	8,397	13.8
リッチモンド (NSW)	44	288	0	269	n.a.	n.a.	601	27,582	2.2
クレランス (NSW)	42	14	1	148	n.a.	n.a.	205	17,521	1.2

資料出所：Markus [1979] p.188.

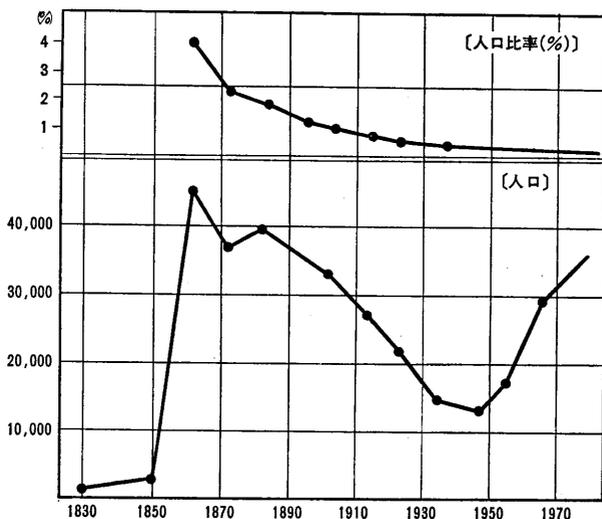
オーストラリアの歴史的発展と現代の諸問題 (三)

六〇 (一五〇八)

黒人労働力が導入された。クイーンズランド北部海岸地帯の熱帯・亜熱帯気候に耐えうる労働力として南太平洋諸島から半ば誘拐されるような形で移住させられてきたのである。⁽⁹⁾ 彼らは年季奉公労働者 (indentured labourers) として悪条件のもとで働いたと一般に考えられており、アメリカ合衆国南部奴隷制度に匹敵するものとも見做されている。クイーンズランド植民地政府による様々な形での規制(例えば、一八六八年の「ポリネシア労働者法 the Polynesian Labours Act」)⁽¹⁰⁾ の強化にもかかわらず、この制度 (Black birding) は一九〇四年まで続けられた。ところで有色人種第三の勢力は日本人であつた。一八八〇年代、九〇年代、クイーンズランド最北部、木曜島を中心とする海域において真珠貝採取などに従事したものが三、四千人にも達したという。またこうした人々を得意客とする「唐行さん」達も当地に進出していたという。彼ら日本人は北部領土 (Northern Territory) 及び西オーストラリア海岸 (ブルーム、コサック) にまでも進出していたようである。だいたいにおいて和歌山県出身者が多く、出稼ぎ的移民として一九世紀後半オーストラリアで活躍していたのである。⁽¹¹⁾ 日本人の場合、白人労働者が進出し得ぬところで働いていたため、直接の利害対立が多く存在したわけではないが、こうした日本人労働者は貧困社会より到来した故に、通常低賃金でしかも長時間働くということに何の抵抗も感ぜぬかのように労働すると考えられ、彼らが他の分野へ進出してくることに白人労働者達には多いに不安を抱いたようであつた。更にオーストラリア人は、こうした労働者を尖兵とし後には日本がオーストラリアを占領しにやつてくるだろうという恐怖さえ示したのである (Crowley [1974] pp. 242—243)。

上述のように一九世紀後半、かなりの有色人種がオーストラリアに存在し(第4—3表)、その多くが資本家によつて低賃金労働力として重宝がられていたということから、一般の白人労働者達が一種の防衛反応を示してくるのも当然であつた。⁽¹²⁾ 一八七七年の「中国人移民制限法 (The Chinese Restriction Act)」がクイーンズランドに施行されたあと、⁽¹³⁾ 例えば、一八七九年に、第一回植民地間労働組合会議 (the Intercolonial Trade Union Congress) がシドニーで開催されたが、労働者賃金の減少を

第4-1図 中国人口と比率の変遷 (1830-1978)



資料出所: Bereson & Rosenblat; *Inquiry Australia*, 1979 p.56

第4-4表 工業労働者の増加 (1861-1891)

	1861	1871	1881	1891
公務員・専門	16,193	27,290	42,424	71,917
家事サービス	51,435	63,419	88,769	126,471
商業・製造・運輸・建設	173,837	251,632	404,438	671,408
農業・牧畜	136,807	185,623	278,824	331,822
鉱業	85,537	69,215	66,214	64,694
不明	13,029	10,027	16,007	19,426
合計	476,838	607,206	896,676	1,285,738

- 1) 失業者は含まず
- 2) 数字は、N.S.W., S. A., Qld., Vic. の4つの植民地のみ合計である。

資料出所: Butltn [1976] p.195.

防ぐために移民援助制度に反対するとともに、中国人移民反対の議決を行なつて⁽¹⁴⁾いる。労働者達はその後も開催された植民地間労働組合会議で何度も中国人移民反対の決議をくり返しているのである。むしろ中国人移民及びインド人クワリーをはじめとする有色人移民に反対したのは労働者だけではなかつた。一八八八年には、対中国人問題に対する植民地会議(The Intercolonial Conference)が⁽¹⁵⁾開かれ、全植民地的な課題として考慮されるようになったことは、全オーストラリアの白人に共通な問題として意識されていたことを示唆するであろう。そしてこのことは、中国人・日本人を中心とした有色人排除運動が、単に賃金低下を防ぐことを目的とした経済的要因のみではなく、白人文化の優越性を維持することも目的とした文化的目的を持つていたことを明らかにする。「白豪主義(The White Australia Policy)」が徐々にではあるが明確な形を持つてきたのである⁽¹⁶⁾。それらは、一八八八年の「中国人制限及取締法(The Chinese Restriction and Regulation Act)」あるいは一八九六年の「有色人種制限及取締法案」として具体化したのである。こうした動きに反比例して、ゴールド・ラッシュ時には五万人前後いたとされる中国人も一九〇一年には三万二千人前後へと減少してきたのである(第4—1図)。

保護関税、人種の純粋性保護と同様に対外的な問題としてオーストラリア人の視界に入ってきたものは、ロシア、フランス及びドイツ西欧列強の南太平洋進出と多少遅れての日本の南方関与であつた。一九世紀後半の前三者に対する恐怖は、一八七〇年に英国政府直轄軍勢力がオーストラリアから去つて本国へ引きあげた後、次第に高まつていった⁽¹⁷⁾。一八八〇年代にはロシア艦隊が南オーストラリアに何の前ぶれもなく寄港するという事態、及びドイツ・フランスの南太平洋諸島の植民地化への動きの活発化は更に恐怖を高めた⁽¹⁸⁾。一八八三年、クイーンズランド植民地首相は、ニューギニアの併合を宣言したが、これはフランス、ドイツの植民活動を規制するためであつた。しかし、植民地が植民地を持つのはおかしなこととする英国政府の反対にあい、この企ては失敗に終る⁽¹⁹⁾。この併合問題を見てもわかるようにオーストラリアがどれほど列強諸国の植民活動に敏感になつていたかが理解されるであろう。こうしたことから、自力防衛努力の強化と同時に植民地間の軍事力の

統合という問題も日程にのぼつてきたのである。

一八五〇年代、多くのオーストラリア植民地が英本国より自治政府を与えられていたが、それは同時に自力防衛力の増強を必然化させるものであつた。そしてすでに各植民地においてそれなりの努力は進められてはいたが、⁽²⁰⁾むしろ自力防衛といつても当時二五〇万人足らずの人口で広大な大陸を独自に防衛するのは当然のことながら不可能であつた。それ故、不可避的に英国海軍との共同作業とならざるを得ず、一八七七年のロンドンにおける植民地会議においてそのことが確認され、かつ英本国より軍事専門家がオーストラリアに派遣されるようになった。⁽²¹⁾

一八九〇年代になると、オーストラリア植民地における連邦結成に関する各種の会議の開催が盛んになつたが、防衛問題も最重要課題の一つとして議論され、一八九七年のアデレードにおける連邦会議 (the Federal Convention) では国防問題は連邦政府の所轄となること、起草された連邦憲法の中に明示されていた (Crowley [1980(c)], pp.503—504.)。このようにして、英国海軍との協力の上でのオーストラリア防衛方針も明確になつてきたのである。

こうした外部からの脅威(競争・侵略)に対して、オーストラリア人の生活水準を守るといふ観点から、より直接的な内的手段として考えられるのが「強制仲裁制度 (the Compulsory Arbitration System)」の導入と、それによる労使関係の安定であつたといえるだろう。一八五〇年代のゴールド・ラッシュ前後から工業化への動きが登場してくるが、一八六〇年から九〇年までの長期的好況期の間に労働者の数も増大してくる(第4—4表)。と同時に、ゴールド・ラッシュの騒ぎの中で中断された組合活動も六〇年代・七〇年代と復活し一八八〇年代には「新組合主義」も登場し、不十分ながらも労働条件において多くの進展を示した。しかし、一八八〇年代の後期から九〇年代初期の期間に、大不況を予測するように労働条件が悪化してくると労使関係の雲行きがおかしくなりだした。⁽²²⁾この不況と平行してストライキが活発化され、一八九〇年の海員組合のストライキをはじめとし、一八九一年のクイーンズランド羊毛刈込労働者、一八九二年のブロークンヒルにおける鉱山労働

働者そして一八九四年のニュー・サウス・ウェールズ植民地の羊毛刈込労働者の大ストライキが勃発し、事態を憂慮した経営者側の要請もあつて警察力が導入されるといふ社会的騒乱へと進展した。各々のストライキは数ヶ月にもわたつて続けられたが、結果は労働者側の敗北であつた。この大ストライキの原因は、すでに一八八〇年代前期に最盛期を迎えていた羊毛産業が下り坂となり始めたその時に、羊毛産業使用者側が、非組合員を雇用する一方で、組合員刈込労働者の賃金を切下げたことに端を発している。その報復として刈込労働者組合 (The Australian Shearers' Union) が港湾労働者の組合に羊毛の積み出し停止を要求したが、さらに大きなストライキの発生を促したのである。基本的には、景気の先行きがおかしくなり出したことに対し、経営者側は、非組合員を自由に雇用することによつて賃金切下げを企んだわけであるが、八時間労働制の拡大適用とともにクロード・ショップ制、集団交渉あるいは調停仲裁制度の導入を要求し始めていた組合側との間にギャップが生じ大紛争となつたのである。この大ストライキにおける労働組合側の敗北は、それ以前につくり上げられていた労使関係を破壊せしめるとともに、労働者が確保した諸権利をも失なわしめることとなつた。そこで労働者は一八九一年に成立していたオーストラリア労働党を効果的に運用し、政治的圧力を議会にかけ、一八九〇年代中頃より一九〇〇年代初期にかけて労使関係の安定のために強制仲裁制度の立法化をおし進めることとなつたのである。⁽²³⁾ この結果として、まず一八九六年にはヴィクトリア植民地が賃金審議制度 (the Wage Board System) を導入して最低賃金を決定したのを皮切りとして、一九〇〇年には西オーストラリアが調停仲裁裁判所 (Conciliation and Arbitration Tribunal) を制度化し、翌年には、ニュー・サウス・ウェールズも同様な制度を設置したのである。他の植民地ではヴィクトリアが取り入れた賃金審議制度を模倣したのであるが、いずれにせよ、このようにして大ストライキの教訓を生かして、労使関係を秩序だつたものにしよとする努力が実つていたのである (PLOWMAN, DEERY & FISHER [1980] pp. 69—72.)

この強制仲裁制度あるいは賃金審議制度は各植民地の自由裁量によつてどちらかが選択されたが、形態的・構造的な差は

多少あつても、基本的には政府によつて權威づけられた第三者が判定者となつて労使双方の言い分をきくと同時に、裁定が与えるであろう一般生活・経済への影響を考慮(公共利益の尊重)した上で判断を下すというものである。また、その裁定に對し労使を強制的に従わせるといふものである(Plowman, Deery and Fisher[1980] pp.283—291)。この「強制」といふ言葉にはもう一つの意味があり、労使どちらか一方よりの要求があれば、必ず他方は話合ひのテーブルにたかなくてはならないといふことも含まれるのであつて話合ひの拒否は許されない。そして、話合ひのテーブルにつかない場合、あるいは、調停ないしは仲裁によつて下された裁定を遵守しない場合には、程度に応じて罰則金が課せられる仕組になつてゐる(Dabscheck and Niland[1981] pp.258—261)。ところで、政府によつて權威づけられた第三者に頼らない、より一般的な集団交渉(Collective bargaining)形式をオーストラリア植民地がとり入れなかつたのは、一つには、労使二者間の話合ひによつては解決のつかなかつた一八九〇年代初期の労使紛争の経験を考慮したことにもよろうし、二つには、囚人植民地時代から伝統的に存在した労使の社会的距離の大きさにも関連してゐると思われる。囚人植民地時代の労働力は囚人・元囚人を中心としていたために経営者は一般的に労働者に対し深い信頼を置かなかつたし、労働者も、過酷な条件の中での強制労働を通して監視人・支配者に対する反感と、同僚との間の強い仲間意識(Mateship)を醸成しつつ、對抗するという囚人の社会的態度をそのまま引き継いできた、といふことが考えられるであろう。とくに、初期において元囚人労働者の多かつた羊牧業労働者及び鉱山労働者への傾向が強かつたといわれるが、一八九〇年代の大争議の中に彼らが中心的勢力として関与してゐたといふこと、この事實は重要なこと⁽²⁴⁾のように思われる。

以上述べてきたように、オーストラリアの各植民地は個々バラバラではあるが牧羊業、農業そして建築・鉄道、工業ブームに沸く一九世紀の後半にあつてさえ、非常に高い生産性と生活水準を維持することに大きな関心を払うようになってきた。また重要な問題においては統一的な問題解決が必要であるという認識も高まつてきた。こうして、保護・防衛政策の効

果的執行を求めて模索する間に、連邦結成への気運も高まつてきたといえるだろう。もつとも、この連邦結成への動きも、保護貿易対自由貿易、有色人種労働者導入派對反対派、親英派對国民主義派の対立、経済的諸利害の交錯といった複雑な対立要因がからみあい困難な道のりを歩まざるを得なかつた。しかし、一八九〇年代にもなると主要問題での統一的政策・執行体制の必要性が十分認識されるに及び連邦結成への動きも加速化されていつたのである。それ故、オーストラリアの連邦結成は、(一)連邦政府による貿易の管理、(二)移民制限に対する統一的規準作成、(三)防衛政策、組織の統一化と軍隊の統合、(四)植民地間にまたがつて多発する労使紛争の統一的処理、といった保護・防衛的諸政策の展開に伴う必然的結果でもあつたといえるだろう。⁽²⁵⁾ また、これは各植民地間のライバル意識を越えるオーストラリアの統一国家としてのナショナルリズムの形成を意味していたのもあつた。そして、この保護・防衛的諸政策の枠組の中のオーストラリアの経済・社会的発展が運命づけられていくのである。

(二) 保護・防衛的諸政策の展開過程

一九〇一年、オーストラリア連邦 (the Commonwealth of Australia) が第一代連邦総督 (the Governor-General) によつて宣言せられた直後の、連邦議会の初期立法の一つに、「移住制限法 (the Commonwealth Immigration Restriction Act)」及び「太平洋諸島労働者法 (the Pacific Island Labourers' Act)」等の移民制限立法がある。これらは、非ヨーロッパ人を移住させまいとするヨーロッパ言語による移民テストを通して排撃すること、また現在国内にいる黒人労働力をオーストラリアより送還するといふものである。このことによつて打撃を受けたのは、有色人種労働者に多くの労働力を依存していたクイーンズランド州であつたが、一九〇二年から一九〇三年にかけて、プランテーション経営に対する連邦補助金制度の設置を決定し、全体の歩調を整へたのである。⁽²⁶⁾

この二立法のうち移住制限法は、成立する以前より日本からの強硬な反対があつた。それは、この制限立法の前身たるニュー・サウス・ウェールズ植民地の「有色人種排斥及取締法案 (The Coloured Races Restriction and Regulation Bill)」が一九六六年に議会で承認された時より始まる。この法案は、英国臣民たるインド人をも排斥することとなり、英国臣民の平等性原理に反するとし、人種的基準でなく教育程度を基準とするナタール方式を採用すべしとする英国政府の反対にあい廃棄されたが、一八九八年ナタール方式を採用した移民制限法が議会で改めて可決された。この法案が、連邦政府の制限立法の原型となつていたので日本政府の執拗な抵抗が更に続いたのである。この執拗な日本の抵抗のもと、学生、商人、旅行者など的一般入国、採貝業者などの特殊な職業従事者への一時入国(一二月以内)を認める「旅券協定」が一九〇四年に結ばれ、制限立法の例外が認められた。また、翌年には「ヨーロッパ語」が単なる「指定語」と変更され排日色が弱められた(竹田「一九八一」二六一―三六頁)。しかし、このわずかな修正を除いて、制限立法は約半世紀にわたつて維持され、オーストラリアの人種政策を大きく左右したといつてよい。⁽²⁷⁾

ところで、日本政府の移住制限立法への反対理由は、(一)日英同盟の条約文に抵触すること、(二)日豪の貿易関係を傷つけること、(三)脱亜入欧をめざす日本は、それなりの成果を上げていながらもかからず、十把一からげで他の劣等有色人種と同様に扱われ、甚だしく名誉を傷つけられたという憤慨——あまり誉められたものではないが——に基づくものであつた(Sissons [1972] p.5)。この移民制限立法に対しては、日本の攻撃以外には、オーストラリアとさしたる経済・政治的關係をもたぬ他のアジア・アフリカ諸国からは目立つた反論もなかつたようである。逆に、こうした中で日本の執拗な批判は、日本がオーストラリアに対して領土的野心を持つという邪推を招くものであり、対日警戒・不信任を醸成するだけだつたとされてい⁽²⁸⁾る。

防衛問題は一九〇一年の憲法によつて全て連邦政府の指揮下に入ることとなつてその統合は形式上の解決をみた。しか

し、実際には一九〇三年の国防法 (The Defence Act) が成立することによつて陸軍・海軍ともに統一的な軍事組織を整えることとなり、国防省等の組織化も進んだ。一九一一年には正式に、オーストラリア艦隊 (the Australian Fleet) の設置が認められ、また一九二一年には空軍も創設されることとなつた。しかし、オーストラリアの場合、何度も指摘するように、少数人口に広大な大陸と海岸線の防備は、常に英国の海軍力を頼りとせねばならなかつた。第一次世界大戦前、イギリスが欧州におけるフランス、ドイツ海軍との戦力上のバランスを保つためにオーストラリア海域より海軍を引きあげるといつた事態が生じたことは、大きな不安をオーストラリアに与えた⁽²⁹⁾ (メイニー「一九八一」七頁)。オーストラリアにとつては第一次大戦までは、ドイツ帝国を中心とする西欧列強諸国が防衛上の大きな問題となつていたが、日露戦争(一九〇四—一九〇五年)における日本の勝利、第一次世界大戦におけるドイツの敗退は、かつての潜在的な脅威がとり除かれる一方で、アジアの大国日本が潜在敵国としてオーストラリアの眼前に登場してくることとなつた。一九世紀後半からのアジア一般への恐怖の上に、具体的な日本の南方関与(一九二四年の旧ドイツ領北太平洋諸島の占拠、一九一五年の対華二カ条要求)は、対アジア防衛論を盛んにさせたのである。例えば、ジェリコ卿 (Lord Jellicoe) によるイギリス海軍力増強に関する報告書に依拠して、オーストラリアの防衛関係者は、日本を仮想敵国と考へ、イギリス太平洋艦隊に貢献するためのオーストラリア海軍力増強、義務軍事訓練、一八万人の野戦部隊を維持すべきことを勧告するに至つて⁽³⁰⁾ いる。このような動きは第一次大戦直後、特に目立つたものの、日英通商条約及びワシントン会議(一九二二年)などによつて潜在的敵国たる日本を牽制し得たことはオーストラリアにとつては幸いであつた。しかし、第二次世界大戦において太平洋上の英国海軍が、日本帝国海軍によつて壊滅状態に陥つた時、いちはやくオーストラリアはアメリカ合衆国との提携策を打ち出し大国の傘の下に入り込んだのである。その後は、ANZUS条約(一九五一年)をニュージーランドとアメリカ合衆国との間に締約し、アメリカの傘のもとに自国防衛という方法をとりつゝる (Camilleri [1980] ch. D)。こうしたやり方は、オーストラリアにとつては不可避的なものであつたのだらう。

次は、保護貿易の問題である。連邦結成直後、政党としてまとまりがあつたのはオーストラリア労働党(ALP)のみであつたが、他には、リベラル・保護貿易派(Liberal-Protectionists)のグループと、自由貿易派(Free Traders)のグループが緩やかなまとまりをもつ政治集団として機能していた。このことから類推し得るように、この問題は連邦結成後も大きな論争点となつて⁽³¹⁾いた。一九〇二年、収入の不安定であつた連邦政府は主に収入増のために低率の関税を導入したあと、一九〇八年にはリン(Lyne)関税と称される保護関税を導入した。これは、鉄鋼・農業機械産業の保護を目的としたものであるが、この時をもつて保護貿易派が勝利したこととなり、これ以後、首尾一貫して保護貿易策が連邦政府の基本的政策となつたのである。保護政策はその後、一九二二年のグリーン(Green)関税の導入と同時に、関税問題を専門に審議する関税審議会(the Tariff Board)が設立されることによつてより体系的なものとなる⁽³²⁾。また、一九二五年・二八年の第一次、第二次プラテン(Pratten)関税の導入、また世界大恐慌期の一九三〇年、スカリン(Sculin)関税が導入された。このようにして次々と関税障壁をめぐる事によつて、オーストラリア国内の幼稚産業の保護をめざし、その枠内での工業化を目ざしたのである。

保護関税政策は、一般的には成功したと考えられているが、全て順調にいつたわけではない。一九三〇年代の世界恐慌後のブロック経済の動きと関連し、一九三二年のカナダにおけるオタワ会議後、オーストラリアは英連邦諸国の一員として、英国及び英連邦諸国への関税優遇措置をとり、逆にアメリカ合衆国、日本に対しては高関税政策、輸出制限処置をとつた。このことによつて日米両国とオーストラリアの間に大きな経済摩擦が起きた。この時、日米両国との正常な貿易関係なくして、オーストラリアの経済が成立せぬことをオーストラリア人自身が認識するに到つたが、日米両国の要求のもと一部譲歩しただけで、オーストラリアの保護貿易策は、英連邦ブロック経済の世界的保護貿易の枠組の中で従来通り続けられていたのである(福嶋「一九八一」五九―七八頁)。しかし、この三〇年代の高関税政策は、英米の企業自体のオーストラリアへの進

出を促したという点で効果を示している。すなわち、輸出品をオーストラリアへ送つて不利な競争を強いられるよりは、高い関税障壁の内側で品物を作つて売る方がはるかに有利だというわけである。これはまた、オーストラリア国内において職場が増えるということを意味し、多くの労働者にとつても都合のよいことであつた。今日、オーストラリアの主要な英米系多国籍企業の多くはこの時期に進出したといわれている (Boehm [1979, 2nd ed.] p.191)。

第二次大戦後、一時期、保護貿易に対するアプローチはかなり緩やかなものになつた。これは戦後景気及び貨幣価値の變化などによるものであるが、一九六〇年前後から、先進諸国の経済復興とともに保護政策が復活し始め、一九七三年のホイットラム労働党政権の一律二五パーセント関税切下げにもかかわらず、ニュージーランドに続いて先進諸国中二番目の高関税国としての悪評を受けている(第4―5表)。一九六〇年代後期からの関税審議会による保護貿易の体系的見直しが始まったにもかかわらず一部の工業製品は異常な保護率を維持し続けていると同時に、上昇させているのである(第4―6表)。以上が、保護貿易の動きである。

労働者生活の維持については、一九〇四年、連邦政府レベルではじめて「連邦調停仲裁法 (the Commonwealth Conciliation and Arbitration Act)」が上程され可決されたのであるが、この法が実質的な機能を持つたのは、一九〇七年、ディーキン (Alfred Deakin) 第一次内閣のもとで打ち出された「新保護政策 (the New Protection Policy)」によつてである。この政策は、旧来の保護政策が単に産業の保護にその目的を限定したことを不満とし、労働者に対して適正で公正な賃金を支払う企業・産業に対してのみ高関税保護あるいは補助を与えるというもので、労働者保護と関連させた独特なものであつた。³³⁾しかしながらこの政策はオーストラリア憲法によつて違憲とされてしまつた。その理由は、連邦政府には直接労働事情あるいは各州の内政問題に関与する権限が全く与えられておらず、単に強制仲裁制度などの設置権しか与えられていなかったからである (Crowley [1978(a)] p.109)。にもかかわらず、この新保護主義の哲学によつて保護貿易と労使関係との関係が明示されたこ

第4-5表 関税率の国際比較 (1973年)

国 別	製品別	オーストラリアの歴史的発展と現代の諸問題(二)													
		食品・飲料・タバコ	繊維	衣料	はき物・皮製品	木材・木工品	紙・印刷物	化学製品・石油・ゴム	非鉄金属	金 属	金 属	機 械	輸 送	そ の 他	全 造
オーストラリア	na	17.1	17.1	39.5	20.6	9.3	6.4	9.9	16.9	na	14.8	15.7	16.4	13.1	2
カナダ	na	20.8	20.8	16.7	8.3	6.7	6.4	7.4	7.4	na	7.7	2.3	7.2	6.6	4
フランス } 西ドイツ } イタリア }	EEC	na	7.6	7.6	3.2	1.8	5.3	2.6	3.4	2.9	na	7.3	7.1	9.8	8
日本	na	3.5	3.5	4.0	0.5	4.0	10.1	1.2	2.1	na	11.9	12.5	11.2	6.3	1
ニュージーランド	na	16.1		34.4	8.1	5.3	7.2	9.2	11.2	na	23.5	21.7	20.0	14.6	5
スウェーデン	na	10.7	10.7	8.8	2.5	1.9	2.3	3.9	2.8	na	5.4	7.7	4.4	4.6	7
英国	na	11.5	11.5	4.8	2.7	5.8	2.7	5.5	4.3	na	9.9	8.7	12.0	6.2	6
アメリカ合衆国	na	22.3	22.3	9.6	4.8	0.5	5.2	8.8	4.6	na	6.0	4.0	10.3	6.8	3

1) na=不明

2) 関税は、従価名目関税率に換算したもの

3) 繊維・衣料に関しては、二つの産業の平均である(ニュージーランドは除く)

資料出所: Industries Assistance Commission(1977)pp.97-99.

第4-6表 産業保護率(製造業) 1968-69—1977-78

産 業	名目保護率 ¹⁾			有効保護率 ²⁾		
	1968-69	1973-74	1977-78	1968-69	1973-74	1977-78
食品・飲料・タバコ	14	8	7	16	18	13
繊維	25	19	26	43	35	57
衣料・はき物	53	36	64	97	64	149
木材・木工品・家具	22	14	13	26	16	18
紙・印刷	29	21	16	52	38	29
石油・石炭・化学製品	21	16	7	31	25	18
非金属製品	12	8	4	15	11	5
金属材料	14	10	6	31	22	14
金属製品	38	27	21	61	44	32
自動車・車輛	34	26	30	50	39	61
その他の機械・設備	34	23	17	43	29	21
その他の製造品	30	21	20	34	24	27
全 製 造 業	24	17	15	36	27	26

1) 一つの産業に与えられる直接的保護の総計を示す

2) 一つの産業に与えられる直接的間接的保護の総計を示す

資料出所: Industries Assistance Commission(1980)pp.26-27.

と、この哲学の中に含まれた公正で適正な賃金が連邦調停仲裁裁判所判事ヒギンズ (Mr. Justice Higgins) によつてほぼ同時期に決定されることによつて、より多くの人々に支持されることとなつたのである。一九〇〇年前後からの各州における強制仲裁制度、賃金審議会などの設置に伴う組合・組合員数の数が急増してきていたが、この連邦レベルでの制度的発展がこの傾向を更に助長したのである (第4-7表) (Plowman, Deery & Fisher [1980] pp. 190-194.)。

ところで、ヒギンズ判事によつて明確にされた賃金概念は一般に「基本賃金 (Basic wage)」と呼ばれている。⁽³⁴⁾ 彼は、公正賃金を、不熟練労働者の家族 (妻・子供二人) が最低生活よりも少しましな生活が可能となる賃金として規定した。基本賃金は週 $\$2.20$ (四・二〇ドル) と定められた。またこれを土台として、熟練度、責任、経験などの条件差に従つて各々の職業の労働価値が決められ賃金が上乘せされていくのであり、この追加分の賃金を「マージン給 (Margin wage)」と規定したのである。この二つの部分に分けられた二重賃金概念は哲学的には明確であつたが、現実に数字をあてはめる段階になると多分に主観的・恣意的な部分が含まれ多くの批判を受けた。しかし現実には、一九六七年まで通用していたのである。なお、この賃金は、一九一三年より物価上昇にスライドさせることとなり、労働者の生活維持の機能を果たすこととなつたのである (Plowman, Deery & Fisher [1980] pp. 249-257, pp. 294-296.)。

その後の展開について簡単にみてみよう。以上の二重構造賃金体系そのものは長い間変化なく維持されたが、賃金水準の決定方法が一九二二年頃から、物価水準に加えて支払能力 (Capacity to pay) 原則論が現れはじめ、世界恐慌期には支配的となつた。一九五三年には、物価への自動的調整制度が廃止になり、一九六七年には二重構造賃金体系が一本化され「総合賃金 (Total wage system)」概念が新しく形成された。また一九七五年より八一年まで再び物価スライド制 (Wage indexation) が導入されるといつた変化があつた。他方において、一九五六年には、従来の連邦調停仲裁裁判所 (the Court of Conciliation and Arbitration) が、連邦調停仲裁委員会 (the Conciliation and Arbitration Commission) と労使関係裁判所 (the Industrial Court)

第4-7表 オーストラリア労働組合・組合員数の変遷

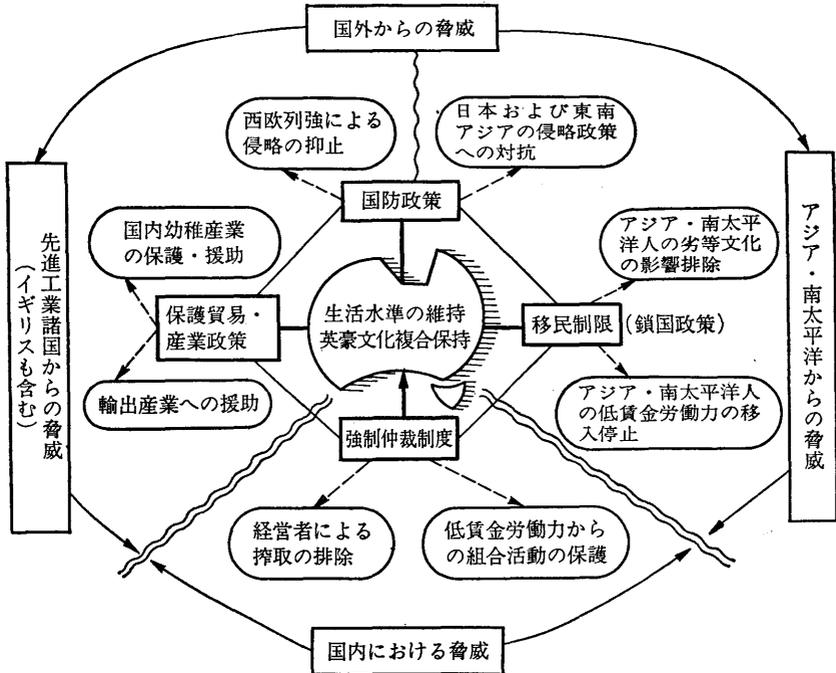
	組合数	組合員数 (千人)	組織率(%)
1891	124	54.8	4.1
1896	134	55.0	n.a.
1901	198	97.2	6.1
1906	302	175.5	n.a.
1907	323	194.5	n.a.
1908	378	240.1	n.a.
1911	573	364.7	27.9
1916	392	546.6	47.5
1921	382	703.0	51.6
1926	372	851.5	55.2

n. a. - 不明

資料出所: Dabscheck and Niland[1981]p.133.

オーストラリアの歴史的発展と現代の諸問題 (二)

第4-2図 オーストラリアの保護・防衛諸政策の体系とその対象



七四 (一五三三)

に分かれて機能分化が生じるということなどがあつた。しかし、強制仲裁制度という基本的枠組においては何らの変化はなく、今日までそれは、オーストラリアの労使関係を規制し続けているのである⁽³⁵⁾ (Plowman, Deery & Fisher [1980] pp. 264—271.)。以上見てきたように、生活水準・福祉の維持を目的とした各種の保護・防衛的諸政策、及びその枠内での発展をもくろむ様々な努力は、連邦結成期前後の政治・経済・社会政策の基本的特色となつていた。また、この時の基本的政策が、多少の変化をこうむりつつも基本的には変化なく維持され、第一次大戦、第二次世界大戦後の各々の経済成長を支えてきたのである。この保護・防衛のものとの発展(消極的発展)が、二〇世紀の数十年を色どつた特色といえるであろう。別の角度からみれば基本的には、英国の軍事的、政治的そして文化的庇護のもとに国家としての歩みを始めると同時に、英国移民及びその子孫を中心として英国文化を対蹠地に移殖・発展させるという目的と、他方、オーストラリア的なものを求めるといふ目的とが交錯しあう中で文化的発展が進められた時代といつてよいだろう。すなわち「英豪文化複合体系 (Anglo-Australian Culture System)」の発展期でもあつた。しかし、それはアジアの側からみれば、オーストラリアがアジアに対して、ほんの一部の例外を除いて鎖国政策をとつたということの意味するに他ならないのである⁽³⁶⁾ (第4—2図)。

(1) 一八九〇年代の大不況については、Sinclair [1976] ch.5、および [1965]、Boehm [1971]、および Butlin [1976] を参照。外部要因説を強調するものとしては、Shann [1929]、Fitzpatrick [1941] があり古典の見解となつてゐる。内部要因説を強調するものとしては、Butlin (N. G. Butlin) のものが有名である。

(2) 土地および建築ブームは、とくにメルボルンにおいて大変な活気をみせていたが、その繁栄と危機については、Cannon [1966] が詳しい。また、Crowley [1974] ch. 6、by B. K. de Gairs, pp. 216—219、を参照。

(3) バイクは、『連邦結成最初の一〇年の最も重要な政策は、その「新保護政策 New Protection」である。狭い意味で考えれば、国内の産業を保護のための援助ないしは補助政策を指す。広い意味では、白豪主義から老令年金政策まで、オーストラリア人個々人の経済的安定の最低線を維持しようとする多方面にわたる諸立法全体を意味するといつてよい。この広い意味において、「新保護主義」的諸立法は、大変重要な国家的信条の一部分となつたのである』(Pike [1970] 2nd. ed. p. 158、傍点引用者) と指摘するが、本稿は、この信条を二〇世紀前期・中期のオーストラリアを考える上で大変重要なものとして見做し、バイクの指摘を拡大適応したものと見える。ただし、バイク自身は、この主題を深く追求はしていない。

- (4) 一八六六年法は、輸入品に対し従価一〇パーセントを課税したが、これは七一年に二〇パーセントに引きあげられた (Sinclair [1976] p. 94)。この保護関税を英国政府が認めようとしなかつたのは、英国自身は、自由貿易主義の立場にいたからである。課税権は植民地側になかつたが、カナダの前例もあり六七年に英国議会の承認を得る。また一歩自立への道へ進んだとも考えられよう (Crowley [1980] p. 485)。
- (5) 関税については Sinclair [1976] p. 94 & pp. 120—121, せよ Shaw [1980] pp. 85—86, などを負う。なお Sinclair [1971] は、タクトリア州の関税と工業発展の関係を吟味する上で重要。
- (6) 一八九一年には、ニュー・サウス・ウェールズ植民地も関税を導入した。政府収入増大を目的としていた。労働党 (一八九一年結党) を支持する工業労働者・労働組合を中心に、ニュー・サウス・ウェールズでも保護貿易論が台頭してくる。ただし、総体としては自由貿易派が強かつた。Crawford [1979] p. 119, せよ Crowley [1974] ch. 6 by de Gairs, pp. 234—235, を参照。
- (7) オーストラリアにおける中国人金鉱掘の状況については Markus [1979] の他、Clark [1955] pp. 67—74, & [1978], Serle [1977] ch. 11, Yarwood [1968] ch. 2, を参照。なお、中国人が広東地域から大量に移民してきたのは、一八四〇年代に広東において早稲、インフレーション、人口増加等、人口を押し出す要因があつたことが原因となつていられる (Clark [1978] p. 113)。しかし、このような伝統的解釈に対し、ブレインは、白人船長達が、移民輸送にともなう利益を目標として、積極的に中国人のオーストラリア移住を促したという側面を強調している。一八五〇年代、貨物輸送が停滞していた時でもあり、相当な利益を上げたといえよう (Blainey [1966] p. 204)。
- (8) ヴィクトリア植民地以外にも同様な法が施行されたのは、中国人移民船の船長が一計を案じ、南オーストラリア、ニュー・サウス・ウェールズ植民地等に一度上陸させ、陸上を通過してヴィクトリア植民地へ送るといふコースを考え出したからである。人頭税は船長に課せられていたのである (Clark [1978] p. 114)。
- (9) 彼ら南太平洋諸島人労働者は、主に、ニュー・ヘブリデス諸島を中心とするメラネシア海域から移住させられた。南太平洋諸島人は、後に、ニュー・サウス・ウェールズ植民地議会の議員となつたボイド (Benjamin Boyd) によつて初めて移住させられてきた (一八四七年) が、本格的には、一八六〇年代、クイーンズランド植民地におけるプランテーション農業等の展開とともに開始された (Crowley [1980] p. 465, and Willard [1923] sec. 7)。
- (10) イギリス政府も、南太平洋諸島人の誘拐同然の労働調達 (いわゆる Black birding) に対し、一八七二年「誘拐法 the kidnaping Act」を制定して規制しようとした。しかし、その成果は少ないものであつた。カナカ人労働力については、Clark [1955] pp. 208—239, Willard [1923] part. 3, および Yarwood [1968] ch. 3, を参照。なお、オーストラリアにおける彼らの生活は、故郷におけるそれよりも条件がよく、それほど悲惨でなかつたとする説もある。
- (11) 日本人の移民全般については、Sissons [1972], [1977(a)], 日本人唐行さんについては Ditto, [1977(b)] を参照されたい。日本人が多く集まつた木曜島における日本人移民の生活ぶりについては、押元直正 [一九七五] を参照されたい。なお、日本人は、オーストラリア大陸北岸に集中していたが、白豪主義の真最中、二〇世紀前期、ヴィクトリア州スワンヒル近くで米作りに精を出した、慶應義塾卒業の元衆議員議員、高須賀種という変わり者

もいた。しかし、これは例外中の例外である。高須賀については、シンソズ(一九七九)が詳しい。

(12) 時代的に多少下るが、カナカ労働力と白人労働者の賃金等を含めた労務費を比較した資料があるので引用しておく(下表参照)。それによると費用は半分以上で済むということが判明する。労働争議による損失もないことを考えると資本家にとっては大衆利益の上が労働力といえよう。

(13) これは、南オーストラリア等南部諸州の規制になつたもので、植民地に入ってくる中国人一人に対し一〇ポンドの人头税を課すというものである(Clarke [1978] p. 382)。その当時、クイーンズランドの金鉱採掘地域には、一五〇〇人の白人に対しその一〇倍以上の中国人がいたという。なお、金採掘地域には一万八千人の人口が存在していたといわれている。

(14) 第一回植民地間労働組合会議の最重要課題は、八時間労働の拡大適用であつたが、中国人移民の問題に対する反応は、後の労働組合運動、ないしは労働党の態度に大きな影響を与えたとされる。なお、この会議で反中国人移民がとりあげられた理由は、一八七三年ウィクトリアで、一八七五年クイーンズランドの金鉱で、スト破り、あるいは賃金引下げのために中国人が雇用される事実があつたこと。また、ニュー・サウス・ウェールズ植民地では、中国人船員を雇用しようとした船会社(the Australian Steam Navigation Co.)に対し船員組合が反対ストを行なつた(一八七八年)という事実があつたからである(Crowley [1980(a)] pp. 68—70、および Gollan [1980] p. 78)。

(15) この会議では、英国政府に対して外交的折衝を通して中国人移民制限を確実なものとすることを要求し、他方でオーストラリア全体の統一的立法化を決議している(Crowley [1980(a)] pp. 235—236)。

(16) 白豪主義の形成原因は、本文で指摘した文化一人種的原因、経済的原因の他に、政治集団間の政治戦略を原因とする」と指摘する者もある(Kellaway [1953])。白豪主義形成要因に対しても議論が分かれているようである。Dallas [1965]は、経済的要因を強調し、Willard [1923] ch. 10. は文化一人種的原因を強調している。白豪主義の形成過程「問題」については Willard, *op. cit.* ⑧他と Nairn [1956] を参照。

(17) もつとも、オーストラリア人の大半は、ニュー・サウス・ウェールズ軍団到着以来八〇年にわたるイギリス軍による防衛が、ここに終了することに対して大きな関心を払わなかつたようである。それは、英国帝国海軍の力を信じていたからであろう(Crowley [1980(b)] pp. 573—574)。

(18) ロシア艦隊ないしは船舶がオーストラリア近海に姿を見せたのは、この時が初めてではない。しかし、クリミア戦争(一八五四—五六)後、南下政策に従つて太平洋に盛んに艦船を派遣するようになり、オーストラリアにも顔を見せることとなつた。一八八八年には、オーストラリア近海におけるイギリス海軍とロシア艦隊による戦いを描いた空想小説が登場してゐる(Seale [1971] pp. 330—331)。ロシア艦隊のオーストラリア近海への出現状況と、そ

オーストラリアの歴史的發展と現代の諸問題(11)

砂糖プランテーション労働コスト(賃金+賃金外報酬)

	労働コスト(年)			労働コスト(週)			労働コスト(日)		
	£.	s.	d.	£.	s.	d.	£.	s.	d.
白人労働者	80	7	10	1	10	11	0	5	2
南太平洋諸島労働者	36	14	10	0	14	1 $\frac{1}{4}$	0	2	4 $\frac{1}{4}$

資料: Commonwealth Parliamentary Papers, 1901—1902, vol. 2 pp. 967—82n
引用: Crowley [1978(a)] p. 45.

れらに対するオーストラリア人の反応については、Fitzhardinge [1965] & [1966] を参照。太平洋への列強進出と、それらへのオーストラリア側の対応の詳しい分析は、Thompson [1980] pp. 51—86、また G. L. Buxton, pp. 199—203 を参照。

(19) 英国政府のこの態度は、各植民地をしてオーストラリアが一つの主体として統合されるべきだという認識をもたらす。すなわち植民地経営を可能とする主権国家への動きを促進した。防衛問題と併行して統一的国家への動因が与えられたことは見逃せない。しかしながら、本稿では、防衛問題に関心を払う。Greenwood [1976] pp. 30—32 が、この点を指摘している。

(20) 例えば、ウェイクトリア植民地では、一八七一年にさくそく二千トンの砲塔艦を配備し、海上防衛の準備をした。この船、サーバラス(Cerberus)が配備された時、予想されたロシアおよびアメリカからの脅威もなかつたため、高価な玩具であると一般からは見做された。当局は、それでも、英国海軍に依存しなくても済むと鼻高々であった。この砲塔艦は、一九二一年まで現役として活躍したが二五年廃棄された(Crowley [1980]) pp. 583—584)。

(21) この会議は、ウェイクトリア女王五〇才誕生日を祝うために集まった植民地代表による会議であつたが、とくに注目すべき成果はなかつた。しかし、オーストラリア海岸防備のために英国船隊を派遣すること、その維持のために植民地がある程度の負担をすることが決められた。これが、一八九一年九月、オーストラリア補助艦隊(Australian Auxiliary Squadron) とし、ニューヒーに到着し人々を安堵させた(Crowley [1980]), pp. 225—226, pp. 355—356)。他方、一八九九年には、英国陸軍エドワード少将(J. B. Edward)が来豪し、彼の報告書(a general report on the 'Proposed Organization of the Military Forces of Australian Colonies')は、植民地全体の統一的軍事組織(個々の軍隊・武器は各々の植民地が費用を負担するとしても)ないし軍事行動の必要性を強調し、植民地間の軍事組織の統合(a federation of the forces of the different colonies)なしてオーストラリアの国防はなしと主張する(Crowley [1980]) pp. 279—280)。

(22) 一八九〇年代の労働争議と労働組合運動については、Turner [1978] pp. 40—54 を参照。個々の大ストライキについては以下参照。Merritt [1973], Nairn [1967] & [1962], Niland [1968], Piggitt [1971], Walker [1968] など。九〇年代の労働争議と強制仲裁制度の発展過程については、Plozman, Deery and Fisher [1980] pp. 69—72、また Portus [1979, 2nd. ed.] ch. 1. を参照。

(23) 労働党(the Australian Labor Party)については、Golan [1960] ch. 9. 新組合主義については、*op. cit.*, ch. 6 を参照。労働党の形成とその性格については、Philip [1967] を、G. O'Conner [1967] を参照。

(24) メイト・シヤップあるいはメイト・シヤップについては、Ward [1968] を参照。基本的には、男同士の友情を中心とし、相互扶助、平等・公平主義、反権威主義をその中核としている。時には、女性嫌ひ、ホモ・セクシュアルのことを意味することもあるが、このような側面については議論があるようだ。議論すればするほど曖昧になる概念ではあるが、囚人、牧童・羊毛刈込労働者、金鉱掘り、兵隊そして都市工業労働者といった中下層階級を中心に受け継がれてきたものとされる。なお、労使関係においては、「主従法(the Masters and Servants Act)」が、ニュー・サウス・ウェールズの場合、一九〇二年まで存続しており、経営者側の権威主義・温情主義的傾向が依然として強かつたといえるのであろう。この法、英国では一八七五年に廃止されたが、政治制度の面では思い切つた社会実験を行ない民主主義制度を母国よりも早く取り入れたオーストラリアも、この面では、多少遅れをとつてい

たようである。今日において、銀行、保険業界には家父長的温情主義的傾向は依然強いつう指摘もある (Pritchard [1980] p. 58 & pp. 61—63.)。 (25) 連邦結成についての障害、動因などについては Greenwood [1976, 2nd. ed.] ch. 2. をよみ McMinin [1979] ch. 5. を参照。連邦結成への動きの中で大きな障害となつたのは、本文で指摘した以外に考えられるものとして、新しく出来るであろう連邦政府と州政府との間の立法・行政範囲の分配に対する意見の対立であつた。連邦政体を英国、日本のような単一主権国家への途上にあるものとみるか否かが、連邦政府を考える上で重要だが、単一国家への手段と見做さぬ場合、オーストラリアのように連邦結成への道は困難なものとなる。なお、連邦結成の動因としては、本文で指摘したものの以外で重要とされるのは、(一)前注(19)で指摘した如く、国家的主体と見做されるための統合の必要、(二)社会保障制度の統一化、(三)鉄道運営の統一化、(四)財政的統合、そして見逃がせぬものとしては、(五)アメリカ合衆国、カナダ、スイスなどの連邦政体の成功例の存在があげられる (Greenwood [1976, 2nd. ed.] pp. 35—37.)。なお、連邦結成の要因についても論争がある。その点については Crowley [1974] ch. 6 by B. K. de Garis & J. S. Norris [1975] を参照。後二者は「単縮」に国防問題や人種制限をリストにのせるのは控えるべきだとする (de Garis, *op. cit.*, p. 252)。

(26) 砂糖業者への援助は、白人労働者によつて製造された砂糖一トン当りの輸出税に対し四〇シリングの補助をするという形になされた (Birch [1965]) が自家主義と砂糖工業との関係に詳しい)。カナカ労働者に対する立法は、一九〇四年より一切のオーストラリアへの移住を禁止するものとし、一九〇六年までに全員を送還する。ただし、(一)二〇年以上在住の者、(二)白人と結婚したもの、(三)土地所有者は免除される、というものであつた。また一九〇六年よりは強制送還を行なうというものである (Willard [1923] pp. 182—183.)。砂糖工業への補助については Clark [1965] pp. 235—236. を参照。

(27) 白豪政策とそれに対する日本の対応については Sissons [1972]、および竹田ふさみ [一九八一] Willard [1923] pp. 119—134. を参照。ナタール式テラトについては Willard [1923] pp. 113—114. を参照された。

(28) 日英通商条約を契機とする豪日英関係については、竹田ふさみ [一九八一] Willard [1923] chs. 5 & 6. 以外に Nish [1963] を参照されたい。竹田 [一九八一、二六頁]によれば、日本及び日本人移民に焦点があてられたのは、日英通商条約締結と日清戦争における日本側の勝利にある、と指摘している。なお、豪日外交・通商関係の全般的歴史については成田勝四郎 [一九七二] を参照。

(29) 連邦結成後のオーストラリアの防衛・対日関係については、以下のものを参照。N. メイニー [一九八一]、P. B. マーフィー [一九八一]、H. フライ [一九八一] および佐藤恭三 [一九八一]、Meany [1976]。

(30) オーストラリアの首相 W. M. ホューズ (William M. Hughes 首相一九一五年一〇月より一九三三年二月) は、第一次大戦中、徴兵制度実施のためのキャンペーンにおいて、次のような論議をしてゐる。

『われわれが住んでいるのは、最大の人間集団の活動舞台からほとんど指呼の距離なのだ。われわれは、マストの先端に「白豪主義」の旗印を高く掲げてきた。けれども、われわれは、有色人種の大海の中の一滴にすぎない。われわれは、一億もの人口を養つていけそうな広大な大陸を侵されることなく神聖に保持していくのだと主張している五百万の白人集団なのであり、しかも、その外には十億もの有色人種が、呼べばこたえるほどの近くに住んでいて、空いた土地を求めて押し合ひし合ひしているのだ』(Sydney Morning Herald, 15 August 1916)。

このような議論は、オーストラリア人の基本的な思考方法となつてきたといえよう。こうした議論に対して日本は、総領事を通じて何度となく否定し

ようと努力したが、一九三八年には、ジャーナリスト、コックス (Erie Cox) が、日本人の侵略を想定した小説『愚行の報い』(Fool's Harvest) を出版し危機意識をおおつている。ヒューズの議論は、メイニー「一九八一」二頁より引用、コックスの小説については同上、一三頁を参照。

(31) 関税保護の問題とその歴史については、Boehm [1979, 2nd. ed.] pp. 186—200、池間誠「一九七四」八一—八二頁および Gordon [1963] pp. 184—97. を参照。

(32) 関税審議会について、その機能・組織などは谷口「一九七五」を参照。

(33) 新保護政策についてその推進者ディーキンはそのように述べる。「旧保護政策は、望ましい賃金の支払いを可能とさせようとした。新保護政策は、それを実現させようとするものである。製造業者が、望ましい賃金を支払い、かつそのことによつて製造業の維持・拡大が妨げられることがない、あるいは国内市場への製品供給力を低下させないよう、外部からの不当な競争から守ることを目的としている。しかし、それだけで終わらない。つまり、単に、望ましい賃金を支払えるよう製造業者の地位を守るだけでなく、実際に彼らが支払うということも多くの人々に確信させることを目的としている (一九〇七年一〇月)」(Crowley [1978(a)] pp. 109—111.)。この目的が強調されているのである。

(34) ハーベスター判決 (the Harvester Judgement) とは、ディーキン政府の「新保護貿易政策」の中で言及された「公正で望ましい賃金 (fair and reasonable wage)」を具体化した連邦調停仲裁判所の判決である。サンシャイン収獲機製造業者マッケイ (H.V. McKay) が、自分の会社の製品に対する保護政策を適応するよう申し出た際、判事ギンズが彼の会社の給料は公正でも望ましくもないと判決を下した。その時の基準賃金の基準と根拠を明らかにした (Crowley [1978(a)] pp. 111—113.)。

(35) 連邦・州強制調停仲裁委員会・賃金審議会などのもとで組合活動も活発となり、その組織率五五パーセントを背景にして、(一)産業間、(二)男女間、(三)熟練・不熟練労働者間にみられる賃金格差は、漸次縮小してきたという事実が歴史的に認められる。平等主義の実践の跡が伺えるといえるだろう (下表参照)。この実績が、強制仲裁制度に対するオーストラリア人の強い愛着を生む原因となつたと考えてよいだろう。

(36) 実際、白豪主義の推進者であつた首相ディーキン (Alfred Deakin) は、白豪主義を「オーストラリア連邦におけるモンロー主義 (the Monroe doctrine of the Commonwealth)」と名付けている (一九〇一年九月の議会報告 Crowley [1974] ch. 7 (By F. Crowley), p. 274.)。

* 引用文献リストは本誌第五五巻第一二号二五頁以下に所収

賃金格差の変遷 (1901—1965)

年	産業間賃金格差 (%)	男女間賃金格差 (%)	熟練・不熟練賃金格差 (%)
1901—	56.1	n.a.	n.a.
1913—14	72.1	49.0	73.3
1918—19	72.6	47.9	83.5
1921—22	80.0	51.6	81.2
1929—30	77.9	53.7	80.2
1933—34	76.7	54.0	77.1
1938—39	73.0	55.0	77.6
1945—46	80.9	58.8	80.4
1950—51	80.3	67.0	85.7
1960(12月)	80.7	70.9	n.a.
1965(10月)	82.3	71.2	n.a.

資料出所: Walker, K. F. [1970] p. 121.